株式会社三越伊勢丹ホールディングス

第 9 回 定時株主総会 招集ご通知

日時：2017年６月21日(水曜日)午前10時
場所：**グランドニッコー東京 台場**
地下１階　パレロワイヤル
東京都港区台場二丁目６番１号

次回以降招集ご通知のメール配信をご希望の株主様は、議決権行使サイトhttp://www.evote.jp/にアクセスし、画面の案内に従い電子メールによる招集ご通知受領に関し、ご承諾いただくようお願い申しあげます。

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

江戸紫　*Edomurasaki*

三越伊勢丹ホールディングス

(証券コード　3099)

三越伊勢丹グループ企業理念

目　次

三越伊勢丹グループ企業理念…… 1
ごあいさつ…… 2
●招集ご通知…… 3
●株主総会参考書類…… 7
●株主総会招集ご通知 添付書類
事業報告……19
連結貸借対照表……44
連結損益計算書……45
連結キャッシュ・フロー計算書の要旨<ご参考>……45
連結株主資本等変動計算書……46
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 ……47
貸借対照表……48
損益計算書……49
株主資本等変動計算書……50
会計監査人監査報告書 謄本 ……51
監査役会監査報告書 謄本 ……52
●株主メモ……53
●株式に関するお知らせ ……54
●株主の皆様へ……55
●トピックス……57

グループスローガン

向きあって、その先へ。

グループの姿勢

真摯に、しなやかに、力強く、向きあいます。

- お客さま一人ひとりと向きあいます。　ご要望とご期待に感動レベルのおもてなしでお応えします。
- 仲間たちと向きあいます。　学びあい、磨き合い、新たな価値を創造します。
- 株主の皆さまと向きあいます。　公正透明な経営を基盤に、誠意と成果でお応えします。
- パートナーの皆さまと向きあいます。　顧客満足を合言葉に、最良の関係を築きます。
- 地域、社会、地球と向きあいます。　ありたい未来の実現に向けて貢献します。

将来にわたり、かけがえのない信頼関係を築いていきます。

グループビジョン

「常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、
お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、
お客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアとなり、
高収益で成長し続ける世界随一の小売サービス業グループ」となる。

ごあいさつ

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

この度、４月１日付で代表取締役社長執行役員に就任いたしました杉江俊彦でございます。

２０１７年3月３１日をもちまして、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの第９期の決算を行いましたので、ここに報告書をお届けさせていただきます。何卒、ご高覧いただきたくお願い申しあげます。

当期は、可処分所得の伸び悩みなどにより個人消費の低迷が続き、またインバウンド需要が一巡するなど小売業をとりまく環境は厳しいものがありました。

このような状況のもと当社グループは持続的な成長を遂げていくため、百貨店事業における構造改革と成長事業における選択と集中による収益力向上を柱とした新グループ中期計画の策定を進めております。今後は、新体制のもと新グループ中期計画を推進・実行し、収益の安定を図っていく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。



代表取締役社長執行役員
杉江 俊彦

株　主　各　位

（証券コード　3099）
2017年５月29日
東京都新宿区新宿五丁目16番10号
株式会社　三越伊勢丹ホールディングス
代表取締役会長　石　塚　邦　雄

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、第９回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使方法についてのご案内」（次頁）のとおり、書面またはインターネットなどにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2017年６月20日（火曜日）午後５時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　　2017年６月21日（水曜日）午前10時
なお、受付開始時間は、午前９時を予定しております。

２．場　　所　　東京都港区台場二丁目６番１号
グランドニッコー東京 台場 地下１階 パレロワイヤル
※ホテル名が昨年と異なっておりますのでご注意ください。

●「パレロワイヤル」が満席となった場合は、第２会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

３．株主総会の目的事項

報告事項
１．第９期（2016年４月１日から2017年３月31日まで）の事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第９期（2016年４月１日から2017年３月31日まで）の計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

〜〜

＜お知らせ＞

●次の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ホームページ（http://www.imhds.co.jp）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、②連結計算書類の「連結注記表」、③計算書類の「個別注記表」
なお、本招集ご通知添付書類および上記ホームページ掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

●修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ（http://www.imhds.co.jp）にて修正後の内容を掲載いたします。なお、修正がない場合は掲載いたしておりません。

議決権行使方法についてのご案内

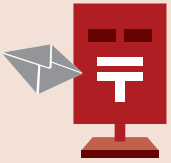
株主総会にご出席いただく場合



開催日時 **2017年６月２１日（水曜日）午前10時**（受付開始 午前９時）

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です）
なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。

書面による議決権行使



行使期限 **2017年６月２０日（火曜日）午後５時到着分まで**

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限 **2017年６月２０日（火曜日）午後５時まで**

議決権行使サイト **http://www.evote.jp/** にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。
なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。

インターネットによる行使方法のご案内については次頁をご参照ください。

次回以降、招集ご通知のメール配信をご希望の株主様は、上記の議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従い電子メールによる招集ご通知受領に関しご承諾いただくようお願い申しあげます。

以　上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

議決権行使サイト

http://www.evote.jp/

議決権行使期限

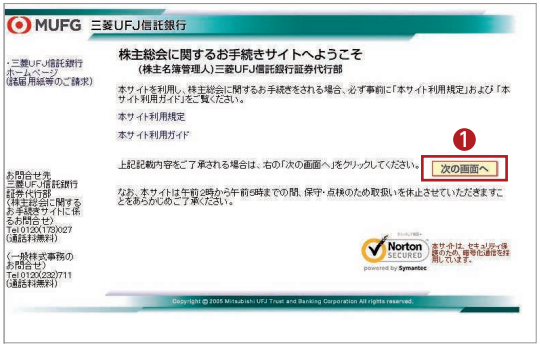
2017年６月20日（火曜日）午後５時まで

アクセス手順について

以下はパソコンの画面を表示しております。

１．議決権行使サイトへアクセス

❶「次の画面へ」をクリック



パスワードのお取り扱いについて

❶ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

❷ 株主総会の招集の都度、新しい**「ログインID」**および**「仮パスワード」**をご通知いたします。

ご注意事項

■ パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

■ 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通

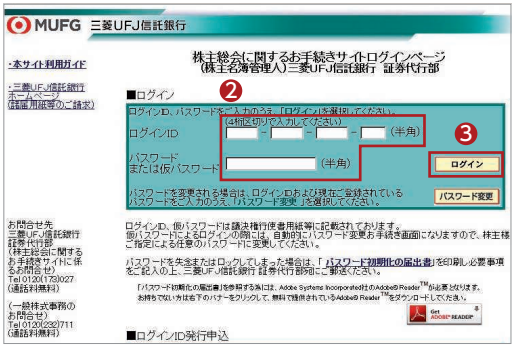
機関投資家の皆様へ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

2. ログインする

❷ お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された**「ログインID」**および**「仮パスワード」**を入力

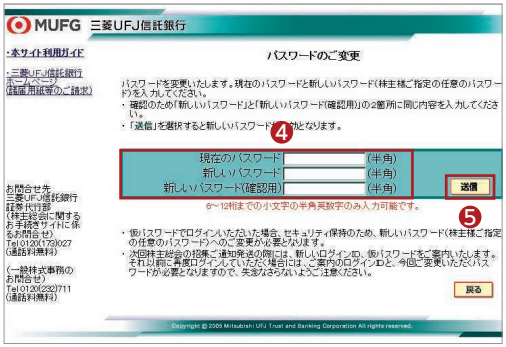
❸**「ログイン」**をクリック



3. メニューから議決権行使を選択

❹ 新しいパスワードを**「新規パスワード入力欄」**と**「確認用パスワード入力欄」**の両方に入力

❺**「送信」**をクリック



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

信（TLS通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

システムに関するお問い合わせについて	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク） 0120-173-027　受付時間 9時～21時（通話料無料）

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第９期の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的な配当の維持ならびに既存および新規の事業への投資等に必要な内部留保の適正な確保を総合的に勘案し、1株につき６円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金６円を加えた年間配当金は１株につき12円となります。

期末配当金に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金　６円
　　総額　　2,337,270,624円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2017年６月22日

第２号議案　取締役８名選任の件

今回の定時株主総会の終結の時をもって、取締役　石塚邦雄、杉江俊彦、松尾琢哉、和田秀治、大西洋、槍田松瑩、井田義則、永易克典の８氏は、任期満了となります。

つきましては、取締役８名の選任を願いたく、次の候補者を推薦いたします。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・担当	出席状況 取締役会出席率
1	新任候補者 赤松　憲（あかまつ　けん）	顧問	―
2	再任候補者 杉江　俊彦（すぎえ　としひこ）	代表取締役社長執行役員	17回中17回 100%
3	新任候補者 竹内　徹（たけうち　とおる）	―	―
4	再任候補者 和田　秀治（わだ　ひでじ）	取締役常務執行役員業務本部長	14回中14回 100%
5	新任候補者 白井　俊徳（しらい　としのり）	常務執行役員経営戦略本部長	―
6	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 槍田　松瑩（うつだ　しょうえい）	社外取締役	17回中17回 100%
7	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 井田　義則（いだ　よしのり）	社外取締役	17回中17回 100%
8	再任候補者 社外取締役候補者 永易　克典（ながやす　かつのり）	社外取締役	17回中16回 94.1%

1 赤松 憲（あかまつ けん）（1952年９月５日生）

新　任



所有する当社の株式数
15,840株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975 年６月	㈱三越入社
2006 年２月	同執行役員業務部長
2007 年２月	同執行役員グループ業務部長
2007 年５月	同取締役上席執行役員グループ業務部長
2008 年４月	当社取締役常務執行役員管理本部長 ㈱三越取締役
2009 年４月	㈱伊勢丹取締役
2013 年４月	当社取締役常務執行役員業務本部長 ㈱三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長
2016 年６月	新光三越百貨股份有限公司副董事長（現任）
2017 年５月	当社顧問（現任） 日本百貨店協会会長（現任）

重要な兼職の状況

新光三越百貨股份有限公司副董事長
日本百貨店協会会長

取締役候補者とした理由

2008年の当社設立時に取締役常務執行役員に就任。総務・経理・管財・物流等の部門統括責任者である業務（管理）本部長として当社グループの基盤整備・拡充、コスト削減、ガバナンス体制の構築等に大きく貢献してまいりました。業務部門を中心とする長年にわたる豊富な知見と卓越したリーダーシップは、当社の企業価値向上とさらなるガバナンスの強化に寄与することができると判断し、同氏を取締役候補者としました。

2 杉江俊彦（すぎえとしひこ）（1961年2月15日生）

再任



所有する当社の株式数
20,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	㈱伊勢丹入社
2009年4月	同執行役員営業本部MD統括部食品統括部長兼食品営業部長
2011年4月	㈱三越伊勢丹執行役員営業本部MD統括部食品統括部長
2012年4月	当社常務執行役員経営戦略本部付
2012年6月	当社取締役常務執行役員経営戦略本部長
2013年4月	㈱三越伊勢丹取締役常務執行役員経営戦略本部長
2016年4月	当社取締役専務執行役員経営戦略本部長 ㈱三越伊勢丹取締役専務執行役員経営戦略本部長
2017年4月	当社代表取締役社長執行役員（現任） ㈱三越伊勢丹代表取締役社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

㈱三越伊勢丹代表取締役社長執行役員

取締役候補者とした理由

2012年に当社の取締役常務執行役員に就任し、以来、経営戦略本部長として当社グループが目指す方向性を主導してまいりました。営業部門と後方部門双方での豊富な経験により培ってきた百貨店事業とグループ事業全般に幅広く精通する能力と卓越したリーダーシップは、当社グループのさらなる企業価値向上に大きく寄与することができると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

3 竹内（たけうち） 徹（とおる）（1960年５月21日生）

新　任



有する当社の株式数
17,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983 年４月 ㈱伊勢丹入社
2009 年４月 同執行役員営業本部MD統括部婦人統括部長
2010 年３月 同取締役常務執行役員営業本部MD統括部長兼婦人統括部長
2011 年４月 ㈱三越伊勢丹常務執行役員営業本部MD統括部長
2013 年４月 当社常務執行役員
㈱札幌丸井三越代表取締役社長執行役員
2016 年４月 当社常務執行役員グループ人財本部長
㈱三越伊勢丹常務執行役員グループ人財本部長
2017 年４月 ㈱三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長兼商品統括部長（現任）

重要な兼職の状況

㈱三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長兼商品統括部長

取締役候補者とした理由

入社以来、営業部門を中心に従事し、2013年には当社常務執行役員として㈱札幌丸井三越代表取締役社長執行役員、2016年には当社グループ人財本部長を歴任し、本年からは㈱三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長に就任し百貨店事業全般を牽引しています。その幅広く豊富な経験は当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断し、同氏を取締役候補者としました。

4 和田秀治（わだひではる）（1956年1月4日生）

再任



所有する当社の株式数
10,080株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年6月	㈱三越入社
2007年2月	同執行役員経営企画部長
2008年4月	当社執行役員経営戦略本部経営企画部長
2011年4月	当社執行役員管理本部業務部長
2013年4月	当社執行役員業務本部業務推進部長
2016年4月	当社常務執行役員業務本部長兼管財部長 ㈱三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長（現任）
2016年6月	当社取締役常務執行役員業務本部長兼管財部長
2017年4月	当社取締役常務執行役員業務本部長（現任）

重要な兼職の状況

㈱三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長

取締役候補者とした理由

入社以来、経営企画などの業務を中心に従事し、2008年の当社設立時には執行役員経営企画部長に就任、2011年からは管財、物流などを統括する部門の責任者としてインフラ整備、コスト構造改革に貢献してまいりました。2016年からは取締役常務執行役員業務本部長として広い見地より経営に携わっており、当社グループの企業価値向上にさらに寄与することができると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

5 白井俊徳（しらい としのり）（1959年1月28日生）

新　任



所有する当社の株式数
18,021株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982 年 4 月	㈱伊勢丹入社
2008 年 3 月	同執行役員
2008 年 4 月	当社執行役員経営戦略本部企画推進部長
2011 年 4 月	当社執行役員経営戦略本部経営企画部長
2012 年 6 月	当社取締役執行役員経営戦略本部経営企画部長
2013 年 6 月	当社執行役員経営戦略本部経営企画部長
2014 年 4 月	当社執行役員経営戦略本部企画推進部長
2016 年 1 月	㈱三越伊勢丹イノベーションズ代表取締役社長
2016 年 4 月	当社常務執行役員経営戦略本部企画開発推進部長
2017 年 4 月	当社常務執行役員経営戦略本部長（現任） ㈱三越伊勢丹取締役（現任）

重要な兼職の状況

㈱三越伊勢丹取締役

取締役候補者とした理由

入社以来、長く経営企画部門に従事し、戦略的事業の企画・立案の責任者として当社グループの成長戦略を推進してまいりました。昨年より常務執行役員に就任し、本年からは経営戦略本部長としてグループ全体の経営計画の策定と舵取りを行っており、当社グループのさらなる企業価値向上に寄与することができると判断し、同氏を取締役候補者としました。

6 槍田松瑩（うつだしょうえい）（1943年2月12日生）

再　任　社外取締役候補者　独立役員



所有する当社の株式数
9,125株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1967 年 4 月	三井物産㈱入社
1997 年 6 月	同取締役
2000 年 6 月	同代表取締役常務取締役
2002 年 4 月	同代表取締役専務取締役
2002 年10月	同代表取締役社長
2007 年 6 月	㈱東京放送ホールディングス社外取締役（現任）
2009 年 4 月	三井物産㈱取締役会長 ㈱TBSテレビ取締役（現任）
2009 年 5 月	公益社団法人ベトナム協会会長（現任）
2013 年 6 月	当社社外取締役（現任）
2013 年11月	㈱海外需要開拓支援機構社外取締役（現任）
2014 年 6 月	㈱野村総合研究所社外取締役（現任）
2015 年 4 月	三井物産㈱取締役
2015 年 6 月	同顧問（現任）

重要な兼職の状況

三井物産㈱顧問
㈱東京放送ホールディングス社外取締役
㈱TBSテレビ取締役
公益社団法人ベトナム協会会長
㈱海外需要開拓支援機構社外取締役
㈱野村総合研究所社外取締役

社外取締役候補者とした理由

事業法人の経営者として、社内コンプライアンス意識の徹底や制度改革、業績向上の実績があり、その豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

7 井田義則（いだよしのり）（1943年5月18日生）

再　任　社外取締役候補者　独立役員



所有する当社の株式数
6,083株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1966 年 4 月 いすゞ自動車㈱入社
1994 年 1 月 同取締役
1996 年 5 月 同常務取締役
1999 年 4 月 同専務取締役
2000 年12月 同代表取締役社長兼COO
2007 年 6 月 同代表取締役会長
2009 年 2 月 同取締役会長
2011 年 6 月 同特別相談役名誉会長
2012 年 6 月 同特別相談役（現任）
2013 年 6 月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

いすゞ自動車㈱特別相談役

社外取締役候補者とした理由

事業法人の経営者として、抜本的な構造改革に取り組み、業績の大幅な改善を行った実績があり、その豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

8 永易克典（ながやすかつのり）（1947年４月６日生）

再　任　社外取締役候補者



所有する当社の株式数
0 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970 年５月	㈱三菱銀行入行
1997 年６月	㈱東京三菱銀行取締役
2001 年４月	㈱三菱東京フィナンシャル・グループ取締役
2002 年６月	㈱東京三菱銀行常務取締役
2005 年１月	㈱東京三菱銀行専務取締役
2005 年５月	同副頭取
2006 年１月	㈱三菱東京UFJ銀行副頭取
2006 年６月	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役副社長
2008 年４月	㈱三菱東京UFJ銀行頭取
2010 年４月	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役社長
2012 年４月	㈱三菱東京UFJ銀行取締役会長
2013 年４月	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
2013 年６月	新日鐵住金㈱社外監査役（現任）
2014 年６月	当社社外取締役（現任） 三菱自動車工業㈱社外監査役(現任)
2016 年３月	キリンホールディングス㈱社外取締役（現任）
2016 年４月	㈱三菱東京UFJ銀行相談役（現任）
2016 年６月	三菱電機㈱社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

㈱三菱東京UFJ銀行相談役
新日鐵住金㈱社外監査役
三菱自動車工業㈱社外監査役
キリンホールディングス㈱社外取締役
三菱電機㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由

長年にわたる金融機関の経営者としての豊富な経験と財務に関する知見を当社の経営に反映していただけると考えております。また、幅広い見識は当社の取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保すべく適切な助言・提言をいただけると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

（注記）1. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、2017年３月31日現在のものであり、三越伊勢丹ホールディングス役員持株会における本人の持分を含めております。
2. 赤松憲氏は本定時株主総会およびその後開催予定の取締役会での承認を経て、当社の代表取締役会長に就任する予定であります。また、同氏は2017年６月21日開催予定の㈱三越伊勢丹の定時株主総会およびその後開催予定の取締役会での承認を経て、同社の代表取締役会長に就任する予定であります。
3. 檜田松瑩氏は2017年６月30日付をもって㈱海外需要開拓支援機構の社外取締役を退任する予定であります。また、同氏は2017年６月23日開催予定の東京電力ホールディングス㈱の定時株主総会での承認を経て、同社の社外取締役に就任する予定であります。
4. 永易克典氏は当社グループの主要取引先金融機関である㈱三菱東京UFJ銀行の相談役であります。
また、その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 永易克典氏が2016年４月まで取締役を務めていた㈱三菱東京UFJ銀行は、ニューヨーク州金融サービス局（New York State Department of Financial Services)との間で合意した事案に関して、英国健全性監督機構への報告が遅れる等適切性を欠いていたことにつき、同機構との間で2017年２月、17,850千英ポンドの支払に合意しました。
また、永易克典氏が社外監査役として在任している三菱自動車工業㈱において、2016年４月に同社製車両の燃費試験における不正行為の事実が判明しました。同年９月には、国土交通省より、当該不正行為のあった車両の燃費値の再検証のために同社にて行った社内試験においても、不正行為があったとの指摘を受けました。さらに2017年１月に、燃費試験における不正行為があった同社製車両のカタログ等の表示において、不当景品類および不当表示防止法に違反する行為があったとして、消費者庁から措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、いずれの事実についても認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会および監査役会等において法令遵守の視点に立ち、注意喚起を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、当該事実についての徹底した調査および再発防止を指示する等、その職責を果たしております。
6. 檜田松瑩、井田義則、永易克典の３氏とは、当社は定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容の概要は３氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。また、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 檜田松瑩、井田義則、永易克典の３氏は、現在当社の社外取締役でありますが、檜田松瑩、井田義則の２氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年であります。また、永易克典氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって３年であります。
8. 当社は檜田松瑩、井田義則の２氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。また、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し両取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査役１名の増員をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

平田竹男（ひらたたけお）（1960年１月16日生）

新　任　社外監査役候補者　独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1982 年４月	通商産業省（現経済産業省）入省
2001 年１月	経済産業省資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油・天然ガス課長
2002 年７月	㈶日本サッカー協会専務理事
2006 年４月	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授（現任）
2007 年３月	楽天㈱社外監査役（現任）
2013 年８月	内閣官房参与（現任）
2016 年７月	日本スポーツ産業学会会長（現任）

重要な兼職の状況

早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授
楽天㈱社外監査役
内閣官房参与
日本スポーツ産業学会会長

社外監査役候補者とした理由

Jリーグ発足やワールドカップ日本招致に携わるなど、日本におけるスポーツビジネスの振興に多大な貢献があり、現在は大学院にて教鞭を執ると同時に、企業の社外監査役を長年に亘り務めるなど、その多岐に亘る豊富な知見を当社の監査に発揮していただくことで、当社グループのガバナンス機能の一層の強化につながると考えております。また、より多様な視点が求められる当社の取締役会において、独立した立場から適切な助言・提言をいただけると判断し、同氏を監査役候補者としました。

（注記）1. 監査役候補者平田竹男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 平田竹男氏の選任が承認された場合、当社は定款の定めにより責任限定契約を締結する予定であり、その内容の概要は同氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。
3. 当社は平田竹男氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出る予定であります。

以上

事業報告（2016年４月１日から2017年３月31日まで）

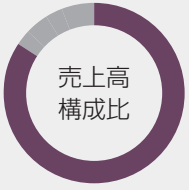
1 当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和などにより、雇用や所得環境が改善に向かいました。一方で、中国などの新興国の景気減退、英国のＥＵ離脱問題や米国の政権交代による政策の不確実性などを背景に景気の先行き不安が高まるなかで、個人消費は力強さを欠く展開となりました。

このような状況のもとで、当社グループは中長期経営計画に基づき、付加価値の高い商品やサービスのご提案や、お客さま接点の拡大と充実を推進してまいりました。また、生産性向上の取り組みと連携した経費削減や、グループリソースを活用するための基盤を強化してまいりました。

このような諸施策に取り組んでまいりましたが、当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は1兆2,534億円余（前連結会計年度比2.6％減）、営業利益は239億円余（前連結会計年度比27.7％減）、経常利益は274億円余（前連結会計年度比25.3％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は149億円余（前連結会計年度比43.5％減）となりました。



百貨店業

84.3%

売上高	1兆1,510億円	前期比	96.9%
営業利益	110億円	前期比	51.4%

百貨店業におきましては、「百貨店のあるべき姿」を実現すべく、独自性や収益力の高い商品開発の推進や、独創性の高いキャンペーンなど、お客さま満足の向上に努めるとともに、ＥＣ事業の強化や、中小型店舗の出店を進め、お客さまとの接点を拡げてまいりました。

具体的には、伝統的な技術や素材とクリエイターの新たな感性を繋いで開発した商品を、婦人雑貨・衣料・リビング・食品と、生活全般に拡大してまいりました。このなかで主力となる「ナンバートゥエンティワン」の婦人靴は、売上が前年比20%増の11億円となり、当社グループ店舗だけではなく、国内外の百貨店においても取扱いを拡げております。

また、日本の伝統・文化・美意識がつくり出す価値を再認識し、新たな価値としてお客さまに提供する「ジャパン センスィズ」キャンペーンは、年間の開催回数を２回から４回に拡大し、伊勢丹新宿本店・三越日本橋本店・三越銀座店の基幹となる３店舗を中心に、全国で展開いたしました。さらに、全国７か所で開催したサロン・デュ・ショコラや、伊勢丹新宿本店の１３０周年企画などのイベントには、多くのお客さまにご来店いただきました。

地域百貨店につきましても、リモデルなどにより、お客さまのご満足向上をめざしてまいりました。名古屋三越栄店は、隣接する専門店ラシックとともに、1つの商業施設「ＳＡＫＡＥファッションモール」の構築を進めております。その一環として、昨年１０月には、ウオッチ＆ジュエリーゾーンを２倍に拡大いたしました。また、高松三越は、３年ぶりの大型リモデルを行い、本年２月に香川県内初となる化粧品や婦人雑貨のブランドを出店いたしました。

ＥＣ事業は、百貨店の店頭と連動した三越・伊勢丹オンラインストアのコラボレーション企画が、好調に推移いたしました。また、ラグジュアリーオンラインストア「NOREN NOREN ISETAN MITSUKOSHI」のオープンや、アリババグループの越境ＥＣ「天猫国際」への出店などにより、より多くのお客さまに上質な商品やライフスタイルをご提案する機会を拡げてまいりました。



伊勢丹新宿本店から誕生した婦人靴の自主開発商品「ナンバートゥエンティワン」。この頭文字からとった「NT BY ISETAN MITSUKOSHI」を海外共通レーベルとして、本年２月、ミラノで開かれた国際的な展示会「theMICAM(ミカム)」に、２回目の出展をいたしました。



昨年のジャパン センスィズは瀬戸内地方をクローズアップ。「瀬戸内国際芸術祭2016」の参加作家でもある猪熊弦一郎氏により起案された、三越の包装紙柄「華ひらく」をモチーフとして、衣食住にわたり商品化した「三越『華ひらく』コレクション」が、GOOD DESIGN AWARD 2016を受賞いたしました。

中小型店舗につきましては、周辺地域のお客さまのご要望にお応えすべく、最適な店づくりをめざしてまいりました。昨年４月から５月にかけて出店した福岡市、苫小牧市、新発田市のエムアイプラザは、多くのお客さまにご利用いただき好調に推移いたしました。空港内小型店は、「イセタン 羽田 ストア」３店舗合計の売上が前年を上回り、昨年１０月には、名古屋の中部国際空港内に「イセタン セントレア ストア」がオープンいたしました。また、ラグジュアリーコスメの編集ショップ「イセタン ミラー メイク&コスメティクス」は、昨年４月にアトレ恵比寿店、９月にルミネ荻窪店がオープンし、１４店舗となりました。

海外事業は、中国景気の回復が遅く減収となりましたが、構造改革による経費抑制の徹底により増益となりました。また、昨年１０月には、日本の優れた商品や文化を海外のお客さまにご提案するスペシャリティストアが、パリとクアラルンプールにオープンいたしました。

以上のような取り組みを進めてまいりましたが、百貨店業全体の業績は、主力である衣料品や宝飾・時計等の高額品の動きが鈍く、さらに、購買単価の低下傾向もあり、総じて厳しい展開となりました。

なお、当社グループは、収益力の向上と財務基盤の強化に向けた諸施策に取り組んでおりますが、経済環境が急速に変化するなか、限られた経営資源を新たな成長分野に再配分し、積極的な成長を果たすために、三越千葉店、三越多摩センター店、および小型店の三越高崎店は、本年３月２０日に営業を終了いたしました。各店舗の営業終了に伴うご不便につきまして、深くお詫び申しあげますとともに、今までのご支援やご愛顧に心より御礼申しあげます。



「イセタン ミラー メイク＆コスメティクス ルミネ荻窪店」
ブランドの枠を超えて豊富な品揃えのリップバー



マレーシアのクアラルンプールにオープンした
「ISETAN The Japan Store Kuala Lumpur」



クレジット・金融・友の会業

2.8%

売上高	377億円	前期比 104.3%
営業利益	53億円	前期比 95.8%

株式会社エムアイカードは、昨年４月より特典をポイント化し、外部企業との連携や当社グループ内のお買い回りの利便性をさらに高めるとともに、収益力の高い経営基盤の構築に向けた運営体制の整備に取り組んでまいりました。これにより、外部加盟店手数料やマーケティング事業の受注が増加いたしましたが、百貨店手数料は、百貨店売上高の減少に連動し前年を下回りました。



エムアイカード



小売・専門店業

4.1%

売上高	560億円　前期比 100.4%
営業利益	△11億円（前期は営業損失10億円）

株式会社三越伊勢丹フードサービスは、クイーンズ伊勢丹におけるサプライチェーンマネジメントおよび新ＰＯＳシステムのインフラ投資や、リモデル店舗にかかる一時閉鎖や初期投資などにより減益となりました。また、クイーンズ伊勢丹は昨年７月３１日をもちましてふじみ野店の営業を終了いたしましたが、昨年４月から１２月にかけて仙川・品川・本八幡の３店舗がリモデルオープンし、食に関心の高いお客さまに向けて、食から広がるライフスタイルを提案する発信型ストアをめざしております。



昨年１２月にリモデルオープンした「クイーンズ伊勢丹本八幡店」



不動産業

3.1%

売上高	416億円	前期比 90.1%
営業利益	64億円	前前期比 101.9%

不動産業につきましては、安定的な収益を確保すべく、当社グループの保有する不動産の商業的活用を推進してまいりました。また、株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインは、オリンピック開催に向けたホテル開発や商業施設などに積極的に参画し、昨年１１月には、スタジオアルタ跡地を活用して「アルタシアター」をオープンいたしました。株式会社三越伊勢丹不動産は賃貸事業の拡大に努めるとともに、資本業務提携先である野村不動産株式会社との共同分譲事業の取り組みを進めてまいりました。



その他

5.7%

売上高	773億円	前期比 103.4%
営業利益	19億円	前期比 535.9%

情報処理サービス業の株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ、物流業の株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポート、人材サービス業の株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズは営業支援体制の効率化を推進するとともに外部営業の強化や販売管理費の圧縮を推進いたしました。

また、新たな消費ニーズに対応すべく、体験型の「コト」消費に関する事業を強化するために、本年１月にトータル・ビューティ事業の株式会社ソシエ・ワールドを子会社化し、さらに本年３月に旅行事業の株式会社ニッコウトラベルを子会社化いたしました。当社グループの資源を共有・活用して事業拡大を図り、企業価値の向上をめざしてまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額の総額は342億円余となりました。その主なものは、三越伊勢丹グループ各店の改修工事等で188億円余でございます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、長期借入金の返済および設備投資等に充当するため、長期借入金により253億円を調達しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、「世界随一の小売サービス業グループ」の実現に向け主力事業である百貨店業を中心に培ってきた暖簾、顧客、その他有効資産を最大限活用し、グループシナジーを発揮して持続的な成長と発展をめざしております。

経済環境につきましては、企業業績や雇用環境に改善が見られるものの、地域経済回復の遅れや、株価、為替など決して楽観できる状況ではないと認識しております。足元では、将来不安による買い控えや実質賃金の伸び悩み等により消費マインドが低下していることに加え、消費志向の多様化、変化によりマーケットに対応することが以前より難しく、小売環境は厳しい局面を迎えております。このような中にあって当社グループは、持続的な成長を実現するために「百貨店本業の再構築」と長期視点に立った「成長事業の強化」に取り組んでまいります。

当社グループの主力事業である百貨店業においては、立地や店舗特性に応じた構造改革を実施し、徹底した収益化を図ってまいります。収益の柱である新宿・日本橋・銀座の基幹3店においては、店ごとの顧客特性にあわせてあるべき姿を見直しつつ、自主編集の店づくりを徹底して磨きあげ、確固たるポジションを確立してまいります。

また、お客さまの消費動向の変化に対応するために、百貨店とシナジーの高いコンテンツについては、旅行、飲食、理美容に特化して育成してまいります。2016年度にはシニアマーケットに強いニッコウトラベルやトータルビューティ事業のソシエ・ワールドをグループ内に取り込みましたが、今後は事業シナジーを早期に創出することに努めてまいります。中小型店舗、WEB、海外などのチャネルにつきましては、不採算分野のスクラップ＆ビルドを進めた上で収益モデル化を確立させ顧客接点の拡大をめざしてまいります。

成長事業としては、グループ保有不動産の有効活用が見込める「不動産事業」、今まで培ってきた顧客資産やノウハウが活用できる「カード事業」、引き続き成長が見込める「ＥＣ事業」を中心に経営資源を投下し、早期の自立的基幹事業化を実現いたします。

上記に加えて、社内の対話を増やすことで風通しの良い風土を作りあげるとともに、経営ＰＤＣＡのインフラ整備を引き続き推進し経営効率の向上を図ってまいります。また、コーポレートガバナンスならびにコンプライアンス、情報管理体制などの内部統制システムの強化に取り組み、企業価値の向上と持続的成長をめざしてまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申しあげます。

セグメント情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注記）1	合計	調整額（注記）2	連結計算書類計上額（注記）3
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	小売・専門店業	不動産業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	1,149,932	20,380	42,878	25,588	1,238,779	14,678	1,253,457	－	1,253,457
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,088	17,400	13,196	16,083	47,767	62,686	110,454	△110,454	－
計	1,151,020	37,780	56,074	41,671	1,286,547	77,364	1,363,911	△110,454	1,253,457
セグメント利益又は損失（△）	11,093	5,380	△1,154	6,444	21,763	1,920	23,684	251	23,935
セグメント資産	1,093,927	230,306	24,075	146,483	1,494,792	67,384	1,562,177	△252,399	1,309,777
その他の項目									
減価償却費	17,417	2,792	594	1,006	21,811	5,074	26,885	△226	26,658
減損損失	9,661	－	766	145	10,573	－	10,573	－	10,573
持分法適用会社への投資額	65,558	－	4,408	－	69,967	－	69,967	－	69,967
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	21,081	3,112	1,823	1,780	27,798	6,792	34,591	△390	34,200

（注記）1.「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

⑴セグメント利益の調整額251百万円は、セグメント間取引消去等であります。

⑵セグメント資産の調整額△252,399百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

⑶減価償却費の調整額△226百万円は、セグメント間未実現利益であります。

⑷有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△390百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、2,832百万円が「店舗閉鎖損失」に含まれております。

■国内百貨店業の売上高

会社別・店別		金額（百万円）	構成比（%）	前年比（%）
㈱三越伊勢丹	三越日本橋本店	165,127	25.0	98.1
	三越銀座店	81,034	12.3	95.0
	三越千葉店	14,837	2.2	117.2
	伊勢丹新宿本店	268,597	40.8	98.6
	伊勢丹立川店	35,734	5.4	95.6
	伊勢丹松戸店	18,134	2.7	94.3
	伊勢丹浦和店	40,351	6.1	96.3
	伊勢丹相模原店	20,558	3.1	89.6
	伊勢丹府中店	15,770	2.4	83.4
	合計	660,147	100.0	97.2
㈱札幌丸井三越		63,364	—	99.9
㈱函館丸井今井		8,081	—	94.5
㈱仙台三越		33,693	—	95.2
㈱新潟三越伊勢丹		45,562	—	98.7
㈱静岡伊勢丹		19,585	—	98.5
㈱名古屋三越		66,998	—	94.6
㈱広島三越		15,567	—	100.2
㈱高松三越		23,080	—	98.4
㈱松山三越		14,187	—	95.7
㈱岩田屋三越		114,861	—	97.9
㈱ジェイアール西日本伊勢丹　※		75,216	—	93.8

（注記）※　当社の持分法適用関連会社であります。

■㈱三越伊勢丹の商品別売上高

商品別	金額（百万円）	構成比（%）	前年比（%）
衣料品	238,475	36.2	96.6
身のまわり品	80,253	12.2	95.4
雑貨	127,642	19.3	99.8
家庭用品	28,415	4.3	92.8
食料品	144,198	21.8	97.1
その他	41,162	6.2	99.9
合計	660,147	100.0	97.2

(5) 財産および損益の状況の推移

①当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

項目＼期		第6期【2013年度】2013年4月～2014年3月	第7期【2014年度】2014年4月～2015年3月	第8期【2015年度】2015年4月～2016年3月	第9期【2016年度】2016年4月～2017年3月 <当連結会計年度>
売上高	(百万円)	1,321,512	1,272,130	1,287,253	1,253,457
営業利益	(百万円)	34,646	33,083	33,107	23,935
経常利益	(百万円)	38,440	34,563	36,704	27,418
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	21,166	29,886	26,506	14,976
1株当たり当期純利益	(円)	53.65	75.74	67.41	38.27
総資産	(百万円)	1,284,658	1,291,560	1,293,043	1,309,777
純資産	(百万円)	541,069	577,655	574,316	579,782
1株当たり純資産	(円)	1,329.45	1,421.72	1,438.17	1,460.32
自己資本比率	(%)	40.84	43.39	43.56	43.43

(注記) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

②当社単体の財産および損益の状況の推移

項目＼期		第6期【2013年度】2013年4月～2014年3月	第7期【2014年度】2014年4月～2015年3月	第8期【2015年度】2015年4月～2016年3月	第9期【2016年度】2016年4月～2017年3月 <当事業年度>
営業収益	(百万円)	14,563	18,831	15,886	35,970
営業利益	(百万円)	4,594	7,786	5,571	24,641
経常利益	(百万円)	5,183	7,898	5,267	23,479
当期純利益	(百万円)	5,012	6,081	5,072	22,381
1株当たり当期純利益	(円)	12.70	15.41	12.90	57.19
総資産	(百万円)	750,922	743,333	755,212	784,322
純資産	(百万円)	458,699	460,055	453,050	467,488
1株当たり純資産	(円)	1,158.63	1,163.17	1,152.47	1,195.09
自己資本比率	(%)	60.89	61.68	59.77	59.36

(注記) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(6) 重要な子会社等の状況 (2017年3月31日現在)

①子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率 (%)	本店所在地	事業内容
㈱三越伊勢丹	10,000百万円	100.0	東京都新宿区	百貨店業
㈱札幌丸井三越	100百万円	100.0	北海道札幌市中央区	百貨店業
㈱函館丸井今井	50百万円	100.0	北海道函館市	百貨店業
㈱仙台三越	50百万円	100.0	宮城県仙台市青葉区	百貨店業
㈱新潟三越伊勢丹	100百万円	100.0	新潟県新潟市中央区	百貨店業
㈱静岡伊勢丹	100百万円	100.0	静岡県静岡市葵区	百貨店業
㈱名古屋三越	50百万円	100.0	愛知県名古屋市中区	百貨店業
㈱広島三越	50百万円	100.0	広島県広島市中区	百貨店業
㈱高松三越	50百万円	100.0	香川県高松市	百貨店業
㈱松山三越	50百万円	100.0	愛媛県松山市	百貨店業
㈱岩田屋三越	100百万円	100.0	福岡県福岡市中央区	百貨店業
伊勢丹（中国）投資有限公司	60,371千米ドル	100.0	中華人民共和国 上海市	百貨店業
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	5,000千米ドル	80.0	中華人民共和国 上海市	百貨店業
天津伊勢丹有限公司	2,100千米ドル	100.0	中華人民共和国 天津市	百貨店業
天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司	12,000千米ドル	100.0	中華人民共和国 天津市	百貨店業
成都伊勢丹百貨有限公司	14,990千米ドル	100.0	中華人民共和国 四川省成都市	百貨店業
イセタン（シンガポール）Ltd.	20,625千シンガポールドル	52.7	シンガポール シンガポール市	百貨店業
イセタン（タイランド）Co., Ltd.	290,000千バーツ	49.0	タイ バンコク市	百貨店業
イセタンオブジャパンSdn. Bhd.	20,000千マレーシアリンギ	100.0	マレーシア クアラルンプール市	百貨店業
米国三越 INC.	25,000千米ドル	100.0	アメリカ合衆国 フロリダ州	百貨店業
イタリア三越S.p.A.	5,118千ユーロ	100.0	イタリア ローマ市	百貨店業
㈱エムアイカード	1,100百万円	100.0	東京都新宿区	クレジット・金融・友の会業
㈱三越伊勢丹フードサービス	100百万円	100.0	東京都中央区	小売・専門店業

(注記) 当社の出資比率は、㈱三越伊勢丹、㈱札幌丸井三越、㈱函館丸井今井、㈱仙台三越、㈱新潟三越伊勢丹、㈱静岡伊勢丹、㈱名古屋三越、㈱広島三越、㈱高松三越、㈱松山三越、㈱岩田屋三越および㈱エムアイカードは直接保有、その他は間接保有であります。

②持分法適用関連会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率 (%)	本店所在地	事業内容
㈱ジェイアール西日本伊勢丹	14,000百万円	40.0	京都府京都市下京区	百貨店業
新光三越百貨股份有限公司	12,459百万台湾ドル	43.4	台湾　台北市	百貨店業

(注記) 当社の出資比率は、㈱ジェイアール西日本伊勢丹は直接保有、新光三越百貨股份有限公司は間接保有であります。

③特定完全子会社の状況

名 称	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社三越伊勢丹	東京都新宿区新宿三丁目14番１号	430,854百万円	784,322百万円

（7）主要な事業内容（2017年３月31日現在）

当企業集団は、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、小売・専門店業、不動産業およびその他の５事業を行っております。

（8）主要な営業所および事業所（2017年３月31日現在）

①百貨店業<国内>

名 称		所在地
㈱三越伊勢丹	三越日本橋本店	東京都中央区日本橋室町一丁目４番１号
	三越銀座店	東京都中央区銀座四丁目６番16号
	伊勢丹新宿本店	東京都新宿区新宿三丁目14番１号
	伊勢丹立川店	東京都立川市曙町二丁目５番１号
	伊勢丹松戸店	千葉県松戸市松戸1307番地１
	伊勢丹浦和店	埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目15番１号
	伊勢丹相模原店	神奈川県相模原市南区相模大野四丁目４番３号
	伊勢丹府中店	東京都府中市宮町一丁目41番２号
㈱札幌丸井三越	丸井今井札幌本店	北海道札幌市中央区南一条西二丁目11番地
	札幌三越店	北海道札幌市中央区南一条西三丁目８番地
㈱函館丸井今井		北海道函館市本町32番15号
㈱仙台三越		宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号
㈱新潟三越伊勢丹	新潟三越店	新潟県新潟市中央区西堀通五番町866番地
	新潟伊勢丹店	新潟県新潟市中央区八千代一丁目６番１号
㈱静岡伊勢丹		静岡県静岡市葵区呉服町一丁目７番地
㈱名古屋三越	栄店	愛知県名古屋市中区栄三丁目５番１号
	星ヶ丘店	愛知県名古屋市千種区星が丘元町14番14号
㈱広島三越		広島県広島市中区胡町５番１号
㈱高松三越		香川県高松市内町７番１号
㈱松山三越		愛媛県松山市一番町三丁目１番地１
㈱岩田屋三越	岩田屋本店	福岡県福岡市中央区天神二丁目５番35号
	岩田屋久留米店	福岡県久留米市天神町一丁目１番地
	福岡三越店	福岡県福岡市中央区天神二丁目１番１号
㈱ジェイアール西日本伊勢丹	ジェイアール京都伊勢丹	京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地

<海外>

名　称	所在地
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国　上海市
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国　天津市
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国　四川省成都市
天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国　天津市
イセタン（シンガポール）Ltd.	シンガポール　シンガポール市
イセタン（タイランド）Co., Ltd.	タイ　バンコク市
イセタンオブジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア　クアラルンプール市
米国三越 INC.	アメリカ合衆国　フロリダ州
イタリア三越S.p.A.	イタリア　ローマ市
新光三越百貨股份有限公司	台湾　台北市

②クレジット・金融・友の会業

名　称	所在地
㈱エムアイカード	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
㈱エムアイ友の会	東京都新宿区新宿三丁目14番1号

③小売・専門店業

名　称	所在地
㈱三越伊勢丹フードサービス	東京都中央区豊海町３番16号

④不動産業

名　称	所在地
㈱三越伊勢丹不動産	東京都新宿区新宿六丁目27番30号

（9）従業員の状況（2017年３月31日現在）

当社および子会社からなる企業集団の従業員の状況

	従業員数（名）	前期末比較増減
百貨店業	9,494	299名減
クレジット・金融・友の会業	754	392名増
小売・専門店業	581	14名増
不動産業	421	1名増
その他	1,132	11名減
合計	12,382	97名増

（注記）臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

（10）主要な借入先および借入額（2017年３月31日現在）

当社および子会社からなる企業集団の主要な借入先

借入先名	借入額（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,080
株式会社三井住友銀行	18,080
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,700
三井住友信託銀行株式会社	6,700
シンジケートローン	65,000

2 会社の株式に関する事項（2017年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数

1,500,000,000株

（2）発行済株式の総数

当事業年度末　395,232,054株
前期末比較増減　113,640株増

（注記）うち自己株式数は、5,686,950株であります。

（3）株主数

当事業年度末　218,131名
前期末比較増減　13,958名増

（4）大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	29,164,700	7.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	17,153,200	4.40
公益財団法人三越厚生事業団	13,667,832	3.51
三越伊勢丹グループ取引先持株会	7,917,478	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	7,212,000	1.85
清水建設株式会社	6,200,000	1.59
明治安田生命保険相互会社	5,697,279	1.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,342,995	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	5,317,400	1.37
三井住友海上火災保険株式会社	5,299,805	1.36

（注記）持株比率は自己株式（5,686,950株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年1月27日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議し、以下のとおり実施しました。

①自己株式の取得を行った理由
機動的な資本政策の遂行および株主還元水準の向上を図る為

②取得に係る事項の内容

ⅰ．取得対象株式の種類	普通株式
ⅱ．株式の取得期間	2017年2月1日～2017年2月15日
ⅲ．取得した株式の総数	2,216,900株
ⅳ．取得価額の総額	2,999,932,900円
ⅴ．取得方法	東京証券取引所における市場買付

3 会社役員に関する事項（2017年３月31日現在）

（1）取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役　会長執行役員	石　塚　邦　雄	㈱三越伊勢丹代表取締役会長執行役員 積水化学工業㈱社外取締役
代表取締役　社長執行役員	大　西　　洋	㈱三越伊勢丹代表取締役社長執行役員 日本百貨店協会会長
取締役　専務執行役員	松　尾　琢　哉	営業本部長兼㈱三越伊勢丹取締役専務執行役員営業本部長
取締役　専務執行役員	杉　江　俊　彦	経営戦略本部長兼㈱三越伊勢丹取締役専務執行役員経営戦略本部長
取締役　常務執行役員	和　田　秀　治	業務本部長兼管財部長兼㈱三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長
社外取締役	槍　田　松　瑩	三井物産㈱顧問 ㈱東京放送ホールディングス社外取締役 ㈱TBSテレビ取締役 ㈱海外需要開拓支援機構社外取締役 ㈱野村総合研究所社外取締役 公益社団法人ベトナム協会会長
社外取締役	井　田　義　則	いすゞ自動車㈱特別相談役
社外取締役	永　易　克　典	㈱三菱東京UFJ銀行相談役 キリンホールディングス㈱社外取締役 三菱電機㈱社外取締役 新日鐵住金㈱社外監査役 三菱自動車工業㈱社外監査役
常勤監査役	竹　田　秀　成	㈱岩田屋三越監査役 ㈱エムアイカード監査役
常勤監査役	瀧　野　良　夫	㈱札幌丸井三越監査役 ㈱ジェイアール西日本伊勢丹監査役
社外監査役	宮　田　孝　一	㈱三井住友フィナンシャルグループ取締役社長 ㈱三井住友銀行取締役 ソニー㈱社外取締役 三井生命保険㈱社外取締役
社外監査役	藤　原　宏　高	弁護士法人ひかり総合法律事務所代表弁護士

（注記）1. 石塚邦雄氏は、2017年４月１日付で、㈱三越伊勢丹ホールディングス代表取締役会長執行役員兼㈱三越伊勢丹代表取締役会長執行役員から㈱三越伊勢丹ホールディングス代表取締役会長兼㈱三越伊勢丹代表取締役会長に地位が変更になっております。
2. 大西洋氏は、2017年４月１日付で、㈱三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長執行役員兼㈱三越伊勢丹代表取締役社長執行役員から㈱三越伊勢丹ホールディングス取締役に地位が変更になっております。
3. 松尾琢哉氏は、2017年４月１日付で、㈱三越伊勢丹ホールディングス取締役専務執行役員営業本部長兼㈱三越伊勢丹取締役専務執行役員営業本部長から㈱三越伊勢丹ホールディングス取締役兼㈱三越伊勢丹取締役専務執行役員関連事業本部長兼不動産事業本部長に地位および担当が変更になっております。
4. 杉江俊彦氏は、2017年４月１日付で、㈱三越伊勢丹ホールディングス取締役専務執行役員経営戦略本部長兼㈱三越伊勢丹取締役専務執行役員経営戦略本部長から㈱三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長執行役員兼㈱三越伊勢丹代表取締役社長執行役員に地位が変更になっております。
5. 和田秀治氏は、2017年４月１日付で、㈱三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員業務本部長兼管財部長から㈱三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員業務本部長に担当が変更になっております。
6. 竹田秀成氏は、金融機関において支店長、法人営業部長等を務めるなど、法人との融資取引経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 宮田孝一氏は、2017年４月１日付で、㈱三井住友フィナンシャルグループ取締役社長兼㈱三井住友銀行取締役から㈱三井住友フィナンシャルグループ取締役会長兼㈱三井住友銀行取締役会長に異動しております。
8. 当社は社外取締役の槍田松瑩氏、井田義則氏と社外監査役の藤原宏高氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

①新任<2016年６月20日付>

取締役常務執行役員	和田秀治
常勤監査役	瀧野良夫
社外監査役	宮田孝一
社外監査役	藤原宏髙

②退任<2016年６月20日付>

取締役常務執行役員	赤松　憲
常勤監査役	髙田信哉
社外監査役	北山禎介
社外監査役	飯島澄雄

③地位等の異動

2016年４月１日付で以下の地位の異動がありました。

取締役専務執行役員　杉江俊彦（取締役常務執行役員）

（注記）　（　）内は異動前の地位

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役槍田松瑩氏、井田義則氏、永易克典氏、常勤監査役竹田秀成氏、瀧野良夫氏、および社外監査役宮田孝一氏、藤原宏髙氏との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	定額報酬		役員賞与		ストックオプション	
	支給人員（名）	支給額（百万円）	支給人員（名）	支給額（百万円）	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役	9	186	0	0	5	72
（うち社外）	（3）	（32）	（—）	（—）	（—）	（—）
監査役	7	63	—	—	—	—
（うち社外）	（4）	（19）	（—）	（—）	（—）	（—）
合　計	16	249	0	0	5	72
	（7）	（51）	（—）	（—）	（—）	（—）

（注記）1.取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はございません。

2.上記には2016年６月20日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名および監査役３名（うち社外監査役２名）が含まれております。

3.当社の役員賞与は、次頁「会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」にあるとおり、業績に連動する算定方法を導入しておりますが、当期につきましてはその算定結果に関わらず、業績についての経営責任を明確にするために、取締役賞与は支給しないものといたします。

4.ストックオプションにつきましては、2009年６月29日開催の第１回定時株主総会の決議に基づき、2017年１月27日開催の取締役会決議で同年２月14日に付与され権利が確定した新株予約権の公正な評価額の総計でございます。

(5) 会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

①取締役の報酬を決定するに当たっての方針

当社は以下の４点を基本方針としております。

１．株主と役員の利害一致の促進

２．業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大（社外取締役は含まず）

３．目標達成時には競合企業との比較において遜色のない水準の提供（社外取締役は含まず）

４．評価方法や報酬決定方法の客観性と透明性の確保

具体的な報酬体系は、

・毎月定額で支払われる「基本報酬」（月額の報酬枠を、取締役全体で2,300万円としております。）

・短期的なインセンティブとして年に一度業績に連動して支払われる「賞与」（社外取締役は含まず）

（月額報酬の６か月分を基準額とし、支給額は各取締役の目標達成度により０％から200％まで変動いたします。）

・中長期インセンティブとして企業価値に連動する「ストックオプション」（社外取締役は含まず）

（ストックオプションとして、１年間で年間基本報酬額の50％相当の新株予約権を付与いたします。）

の３つで構成されております。

なお、監査役の報酬は、月額定額で支払われる「基本報酬」のみといたしております。

②上記方針に係る手続き

当社は上記の方針に沿って、取締役の報酬を社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会（社外取締役３名、代表取締役２名の計５名で構成）にて審議し、取締役会に答申しております。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社の関係

	重要な兼職先である法人等と当社の関係
取締役　槍田 松瑩	当社子会社は、三井物産㈱およびその子会社との間に商品等の取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別の関係はありません。 当社グループは、㈱東京放送ホールディングス、㈱TBSテレビ、㈱野村総合研究所、公益社団法人ベトナム協会との間に特別の関係はありません。 また、当社は、㈱海外需要開拓支援機構に出資いたしております。
取締役　井田 義則	当社グループは、いすゞ自動車㈱との間に特別の関係はありません。
取締役　永易 克典	㈱三菱東京UFJ銀行は、当社の大株主であります。 当社および当社グループは、㈱三菱東京UFJ銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の２％未満であります。 また、当社グループは、新日鐵住金㈱、三菱自動車工業㈱、キリンホールディングス㈱、三菱電機㈱との間に特別の関係はありません。
監査役　宮田　孝一	当社および当社グループは、㈱三井住友銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の２％未満であります。 また、三井生命保険㈱との間に保険契約等の取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別の関係はありません。 当社グループは、ソニー㈱との間に特別の関係はありません。
監査役　藤原　宏高	当社グループは、ひかり総合法律事務所との間に特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
取締役	槍田 松瑩	当事業年度中に開催の取締役会17回のうちすべてに出席し、経営全般にわたり客観的な立場から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	井田 義則	当事業年度中に開催の取締役会17回のうちすべてに出席し、産業界の動向に関する幅広い知見から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、任意の諮問委員会である指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	永易 克典	当事業年度中に開催の取締役会17回のうち16回に出席し、実業界における幅広い経営執行の経験から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、任意の諮問委員会である指名報酬委員会の委員長を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	宮田 孝一	2016年６月20日の就任以降、当事業年度中に開催の監査役会10回のうちすべてに、また取締役会14回のうちすべてに出席し、金融業界における幅広い経験を踏まえ、議案・審議等に対して意見を述べる等、監査役として必要な発言を行っております。
監査役	藤原 宏高	2016年６月20日の就任以降、当事業年度中に開催の監査役会10回のうちすべてに、また取締役会14回のうちすべてに出席し、主に法律の専門家の見地から、議案・審議等に対して意見を述べる等、監査役として必要な発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

（2）会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	86百万円
②公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
合計	86百万円
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	253百万円

（注記）1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、イセタン（シンガポール）Ltd.、イセタン（タイランド）Co., Ltd.およびイセタンオブジャパン Sdn. Bhd.は当社の会計監査人以外の監査法人（プライスウォーターハウスクーパース）に計算関係書類の法定監査を受けております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

（4）会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３月
(2016年１月１日から同年３月31日まで)
・業務改善命令(業務管理体制の改善)

③処分理由

・他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
・同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システムの基本方針

1．コンプライアンス体制

「当該株式会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第1項第4号)

(1) 取締役会を「取締役会規程」に則り月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。
(2) 業務本部および営業本部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
(3) 取締役会の意思決定の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とする。
(4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
(5) 当社は、当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

2．リスクマネジメント体制

「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」(会社法施行規則第100条第1項第2号)

(1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
(2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
(3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。
(4) 内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
(5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3．財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」

(1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
(2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行う。
(3) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
(4) 真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。
(5) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
(6) モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
(7) 財務報告に係る内部統制に関するＩＴに対し、適切な対応を行う。

4．情報保存管理体制

「当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」(会社法施行規則第100条第1項第1号)

(1) 取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。

①株主総会議事録
②取締役会議事録
③経営戦略会議議事録
④計算書類
⑤官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
⑥その他取締役会が決定する書類

(2) 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5．効率的職務執行体制

「当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第1項第3号)

(1) 取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図る。
(2) 取締役会は月1回の定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。また、事前に経営戦略会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行う。
(3) 執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
(4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6．グループ会社管理体制

「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」(会社法施行規則第100条第1項第5号)

三越伊勢丹グループ企業理念を当社グループに適用する。グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとする。

1.「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社の報告に関する体制」(会社法施行規則第100条第1項第5号イ)

経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。

2.「当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」(会社法施行規則第100条第1項第5号ロ)

(1) 当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメント部門として、当社に独立した専門部署を設置する。リスクマネジメント部門は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを実施する。
(2) 当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社経営戦略会議の諮問機関として、当社代表取締役社長を委員長とし、委員長が指名する構成委員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。

3.「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第1項第5号ハ)

(1) 当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社に取締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。
(2) 当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、当社経営戦略会議または当社取締役会の承認を受ける。

4.「当該株式会社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号ニ）

（1）内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。

（2）コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

（3）当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

7．監査役スタッフに関する事項

「当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項」（会社法施行規則第100条第3項第1号、2号、3号）

（1）監査役職務補助のため、監査役と協議の上、監査役スタッフを置くことができる。監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。

（2）監査役スタッフは業務執行組織から独立し、専属として監査役の指揮命令に従いその職務を行う。監査役スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査役の同意を必要とする。

8．監査役への報告に関する体制

1.「当該監査役設置会社の取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」（会社法施行規則第100条第3項第4号イ）

（1）当社は、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を監査役会と協議の上「監査役監査基準」に定め、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役は前記に関わらず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対し報告を求めることができる。

（2）当社グループ全体を対象とする内部通報制度である三越伊勢丹グループホットラインの導入とその適切な運用の維持により、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとする。

2.「当該監査役設置会社の子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制」（会社法施行規則第100条第3項第4号ロ）
内部監査部門は、内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、監査役と情報交換および連携を図る。

3.「1・2の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第3項第5号）
監査役への報告を行った従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9．監査費用の処理方針

「当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

10. 監査役監査の実効性確保に関する体制

「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第3項第7号）

（1）「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、監査法人とそれぞれ意見交換会を開催する。

（2）監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、取締役と協議のうえ、重要な会議に出席することができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

◆コンプライアンスに関する取り組みの状況

・当期は取締役会を17回実施し、重要事項の審議・決議、業務執行に関する報告を実施いたしました。

・法令遵守体制の維持・向上のために、新入社員研修、新任研修、職務・階層に応じたコンプライアンス研修を定期的に実施いたしました。

・内部監査部門は、金額的および質的な重要性から選定されたグループ会社を対象に、金融商品取引法に基づく内部統制評価を実施することで財務報告の適正性確保を図るとともに、業務の有効性・妥当性の監査を行い、評価と改善提案をいたしました。

・公益通報者保護法に基づく「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、社内の専門部署および社外の弁護士事務所が通報を受ける体制を整備しております。

◆リスクマネジメントに関する取り組みの状況

・当社経営戦略会議の諮問機関であるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を２回実施し、当社グループの重要なリスクについて情報共有・意見交換をいたしました。

・当社は大規模災害、パンデミック等を想定した「事業継続計画（BCP）」を策定しております。計画の実効性を高めるための訓練を定期的に実施し、継続的なレベルアップの実現に努めております。

◆グループ会社管理に関する取り組みの状況

・「グループ会社管理規程」に定める当社への報告および協議ルールに基づき、グループ全社の業務の適正性を確保しております。
・グループ会社の新任役員を対象に、会社法に関する理解を深めるためのコンプライアンス研修を定期的に実施しております。
・グループ会社の経営の独立性を尊重しつつ、業務の適正性の推進のために必要に応じてグループ会社に取締役・監査役を派遣し、経営の把握に努めております。

◆監査役の職務執行に関する状況

・監査役は、取締役会のほか、経営戦略会議、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席するほか、取締役および使用人等から定期的に報告を受けること等により、職務の執行状況および内部統制の整備・運用状況を確認しております。
・また監査役は、会計監査人から当期の監査結果について報告を受け、監査状況の確認をしておりますほか、内部監査部門と連携して適宜情報交換・意見交換を行うなど、監査の実効性の改善に努めております。

6 コーポレートガバナンスに関する取り組み

≪基本的な考え方≫

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な価値向上に資することを目的として、コーポレートガバナンスに関する取り組みを推進いたしております。

当社グループは、お客さま・従業員・株主・お取組先・地域社会といったステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を整備・強化し、経営機構改革と併せて、コーポレートガバナンス改革を推進しております。また、企業の社会的責任を果たすという観点から、企業活動の透明性を高めるとともに、コンプライアンス経営に徹し、当社グループに関わるすべてのステークホルダーの皆様に対し提供すべき様々な価値の創造に努め、様々なステークホルダーの皆様から信頼される企業グループをめざし、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに継続的に取り組んでおります。

≪コーポレートガバナンス・コードの原則への対応≫

適用２年目を迎えました「コーポレートガバナンス・コード」についても、すべての原則について、あらためて当社の実施状況を確認し、対応状況の見直しを行いました。本事業年度においては、前事業年度においては未実施だった「取締役会の実効性に関する分析・評価」を実施しました。当社においては、社外取締役・社外監査役も出席した取締役会において、その実効性に関して複数回にわたり討議することにより、分析・評価を行いました。かかる討議の内容を取りまとめ、再度取締役会で審議し、当社の取締役会の実効性に関する現状認識、現状に対する評価、課題点の抽出および課題点の改善の方向性を示しております。

その結果、当社の取締役会の実効性が確保されていることが確認され、その概要は、次のとおりです。

◆取締役会の構成や運営については取締役の総数や社外役員の人数規模、独立性の確保については適切な状況にある。

◆取締役会の運営面においては、開催日の設定や開催時間、開催場所などは現状適切に設定されており、自由で闊達な議論が行われている。

◆取締役会の審議内容において以下の改善を図るべき点が認められる。

・年間の議題予定に基づき、経営計画や戦略的案件の審議の充実化を図る。

・付議基準の一部見直しにより運営の効率化を図る。

・戦略的案件の進捗に対する報告機会を定期的に設定する。

◆取締役へのサポートについては、取締役の資質の向上のために、現状の情報提供に留まらず、知識習得等のより積極的なサポート機会の提供が必要である。

今回の分析・評価の過程で確認された課題点およびその改善の方向性については、取締役会運営において反映させ、実効性向上に努めております。また、この分析・評価は今後も継続してまいりますが、今後の分析・評価の手法については、取締役会運営の改善の進捗状況を踏まえながら、改めて検討してまいります。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としながら、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元を図っております。なお、内部留保金につきましては、既存および新規の事業への投資を中心にこれを充当し、企業価値の向上を図る一方、今後とも連結ベースでの配当性向・総還元性向に配慮してまいります。

（注記）本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨てております。また、比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

連結貸借対照表（2017年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	1,309,777
流動資産	311,433
現金及び預金	61,722
受取手形及び売掛金	134,718
有価証券	953
たな卸資産	59,627
繰延税金資産	14,209
その他	43,824
貸倒引当金	△3,623
固定資産	998,292
有形固定資産	728,471
建物及び構築物	172,172
土地	526,996
建設仮勘定	7,410
その他	21,892
無形固定資産	77,477
ソフトウエア	24,761
のれん	14,345
その他	38,369
投資その他の資産	192,343
投資有価証券	116,061
長期貸付金	938
差入保証金	62,141
退職給付に係る資産	3,456
繰延税金資産	3,000
その他	7,273
貸倒引当金	△528
繰延資産	51
社債発行費	51
合計	1,309,777

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債の部	729,994
流動負債	443,399
支払手形及び買掛金	115,712
短期借入金	60,451
コマーシャル・ペーパー	37,000
未払法人税等	6,271
商品券	83,434
繰延税金負債	94
賞与引当金	9,735
ポイント引当金	9,291
商品券回収損引当金	27,761
その他	93,648
固定負債	286,595
社債	20,000
長期借入金	69,300
繰延税金負債	136,129
退職給付に係る負債	40,693
関係会社事業損失引当金	111
持分法適用に伴う負債	4,539
その他	15,822
純資産の部	579,782
株主資本	558,925
資本金	50,328
資本剰余金	322,699
利益剰余金	195,184
自己株式	△9,286
その他の包括利益累計額	9,933
その他有価証券評価差額金	5,989
繰延ヘッジ損益	0
為替換算調整勘定	5,697
退職給付に係る調整累計額	△1,754
新株予約権	1,946
非支配株主持分	8,977
合計	1,309,777

連結損益計算書

（2016年４月１日から2017年３月31日まで）

（単位：百万円）

科 目		金 額
売上高		**1,253,457**
売上原価		**887,848**
売上総利益		**365,609**
販売費及び一般管理費		**341,673**
営業利益		**23,935**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,412	
持分法による投資利益	4,263	
未回収商品券受入益	5,397	
固定資産受贈益	2,551	
その他	1,990	**15,615**
営業外費用		
支払利息	986	
固定資産除却損	1,503	
商品券回収損引当金繰入額	5,346	
その他	4,294	**12,131**
経常利益		**27,418**
特別利益		
固定資産売却益	1,156	
関係会社株式売却益	71	**1,228**
特別損失		
固定資産処分損	725	
減損損失	7,741	
投資有価証券評価損	936	
関係会社株式評価損	128	
店舗閉鎖損失	4,392	**13,924**
税金等調整前当期純利益		**14,722**
法人税、住民税及び事業税	6,396	
法人税等調整額	△6,460	**△64**
当期純利益		**14,787**
非支配株主に帰属する当期純損失		**△188**
親会社株主に帰属する当期純利益		**14,976**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨<ご参考>

（2016年４月１日から2017年３月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,373
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40,913
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,413
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,087
現金及び現金同等物の増減額	△4,214
現金及び現金同等物の期首残高	64,238
現金及び現金同等物の期末残高	60,024

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,276	323,407	184,908	△6,280	552,312
当期変動額					
新株の発行	51	51	−	−	103
会社分割による減少	−	△759	−	−	△759
剰余金の配当	−	−	△4,700	−	△4,700
親会社株主に帰属する当期純利益	−	−	14,976	−	14,976
自己株式の取得	−	−	−	△3,007	△3,007
自己株式の処分	−	△0	−	1	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	−	−	−	−	−
当期変動額合計	51	△708	10,276	△3,005	6,613
当期末残高	50,328	322,699	195,184	△9,286	558,925

(単位：百万円)

科目	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,830	△0	10,327	△2,206	10,951	1,681	9,371	574,316
当期変動額								
新株の発行	−	−	−	−	−	−	−	103
会社分割による減少	−	−	−	−	−	−	−	△759
剰余金の配当	−	−	−	−	−	−	−	△4,700
親会社株主に帰属する当期純利益	−	−	−	−	−	−	−	14,976
自己株式の取得	−	−	−	−	−	−	−	△3,007
自己株式の処分	−	−	−	−	−	−	−	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,158	0	△4,629	452	△1,018	265	△394	△1,146
当期変動額合計	3,158	0	△4,629	452	△1,018	265	△394	5,466
当期末残高	5,989	0	5,697	△1,754	9,933	1,946	8,977	579,782

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年５月８日

株式会社　三越伊勢丹ホールディングス
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　星野　正司　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　永澤　宏一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　諏訪部　修　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2016年４月１日から2017年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表（2017年３月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額
資産の部	**784,322**
流動資産	**234,284**
現金及び預金	31,528
繰延税金資産	248
関係会社短期貸付金	188,264
未収還付法人税等	5,034
未収収益	10,972
その他	27
貸倒引当金	△1,790
固定資産	**549,990**
有形固定資産	**1**
器具及び備品	1
無形固定資産	**0**
ソフトウエア	0
投資その他の資産	**549,988**
投資有価証券	610
関係会社株式	459,979
関係会社長期貸付金	89,300
その他	98
繰延資産	**47**
社債発行費	47
合計	**784,322**

科 目	金 額
負債の部	**316,834**
流動負債	**221,972**
短期借入金	56,700
関係会社短期借入金	125,266
コマーシャル・ペーパー	37,000
未払金	86
未払費用	2,065
賞与引当金	200
未払法人税等	423
その他	229
固定負債	**94,862**
社債	20,000
長期借入金	69,300
関係会社事業損失引当金	1,023
債務保証損失引当金	4,539
純資産の部	**467,488**
株主資本	**465,541**
資本金	**50,328**
資本剰余金	**397,337**
資本準備金	18,676
その他資本剰余金	378,661
利益剰余金	**27,165**
その他利益剰余金	27,165
繰越利益剰余金	27,165
自己株式	**△9,289**
新株予約権	**1,946**
合計	**784,322**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2016年４月１日から2017年３月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
営業収益		
受取配当金	24,704	
経営指導料	10,416	
役務収益	848	**35,970**
販売費及び一般管理費		**11,328**
営業利益		**24,641**
営業外収益		
受取利息	1,775	
その他	27	**1,802**
営業外費用		
支払利息	1,514	
その他	1,450	**2,965**
経常利益		**23,479**
特別損失		
投資有価証券評価損	390	
関係会社株式評価損	398	**788**
税引前当期純利益		**22,690**
法人税、住民税及び事業税	20	
法人税等調整額	289	**309**
当期純利益		**22,381**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,276	18,624	379,421	398,046	9,483	9,483
当期変動額						
新株の発行	51	51	－	51	－	－
会社分割による減少	－	－	△759	△759	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	△4,700	△4,700
当期純利益	－	－	－	－	22,381	22,381
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	△0	△0	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	51	51	△760	△708	17,681	17,681
当期末残高	50,328	18,676	378,661	397,337	27,165	27,165

(単位：百万円)

科目	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△6,283	451,523	△153	△153	1,681	453,050
当期変動額						
新株の発行	－	103	－	－	－	103
会社分割による減少	－	△759	－	－	－	△759
剰余金の配当	－	△4,700	－	－	－	△4,700
当期純利益	－	22,381	－	－	－	22,381
自己株式の取得	△3,007	△3,007	－	－	－	△3,007
自己株式の処分	1	0	－	－	－	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	153	153	265	419
当期変動額合計	△3,005	14,018	153	153	265	14,437
当期末残高	△9,289	465,541	－	－	1,946	467,488

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人 監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年５月８日

株式会社　三越伊勢丹ホールディングス
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　星野　正司　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　永澤　宏一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　諏訪部　修　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2016年４月１日から2017年３月３１日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

当監査役会は、2016年４月１日から2017年３月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的及び必要に応じて報告を受け説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要な確認をいたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年５月10日

株式会社　三越伊勢丹ホールディングス　監査役会

常勤監査役　竹　田　秀　成㊞

常勤監査役　瀧　野　良　夫㊞

社外監査役　宮　田　孝　一㊞

社外監査役　藤　原　宏　高㊞

以　上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137-8081　東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL.0120-232-711（通話料無料） 受付時間　土・日・祝祭日等を除く平日　9：00～17：00
上場証券取引所	東京証券取引所　福岡証券取引所
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載 URL　http://www.imhds.co.jp （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

（ご注意）1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。

2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、下記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。なお、特別口座の口座管理機関の全国各支店にてもお取次ぎいたします。

3. 当社と株式会社岩田屋の株式交換の効力発生日の前日である2009年10月14日において、株式会社岩田屋の株式を特別口座でご所有の株主様につきましては、みずほ信託銀行株式会社が特別口座の口座管理機関となっておりますので、（旧）株式会社岩田屋株式にかかる特別口座の口座管理機関（みずほ信託銀行）にお問い合わせください。

4. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

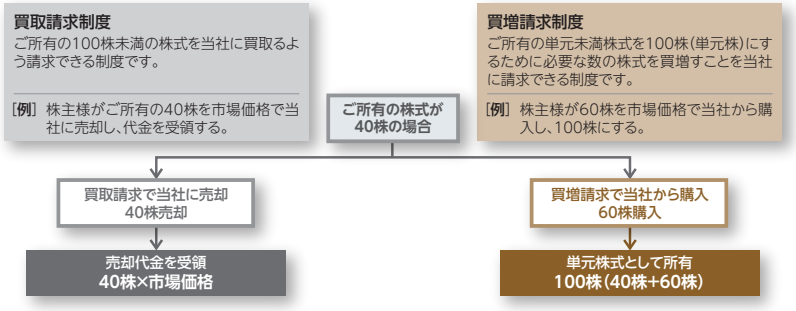
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137-8081　東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL.0120-232-711（通話料無料）
（旧）株式会社岩田屋株式にかかる特別口座の口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
同連絡先	みずほ信託銀行株式会社　証券代行部 〒168-8507　東京都杉並区和泉二丁目8番4号 TEL.0120-288-324（通話料無料） 受付時間　土・日・祝祭日等を除く平日　9：00～17：00

1.単元未満株式の買取・買増制度のご案内

当社の単元株式数は100株となっております。１株から99株の単元未満株式につきましては、株式市場で売買できない、株主総会で議決権を行使できないなどの制約があります。

当社ではそのようなご不便を解消するため、単元未満株式を当社が買取る制度および株主様が当社に対して買増しを請求できる制度を実施しております。

単元未満株式の買取・買増制度の概要



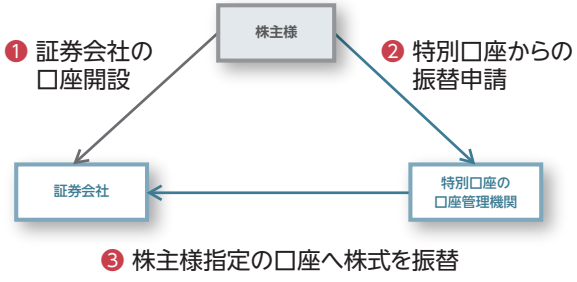
（ご注意）1. 単元未満株式の買取・買増請求のお手続きにつきましては、単元未満株式が証券会社等の口座に記録されている場合はお取引口座のある証券会社等に、特別口座に記録されている場合は特別口座管理機関にお問合せください。
2. 当社では、単元未満株式の買取・買増に係る手数料は無料とさせていただいております。(ただし、証券会社等によっては、取次手数料が発生する場合がございます。)

2.特別口座をご利用の株主様へのご案内

特別口座とは、株券電子化移行時に株券を証券保管振替機構（ほふり）に預託しなかった株主様のために、当社が信託銀行に開設した口座です。

特別口座に記録されている株式は、そのままでは売却ができません。株式に係るお手続きを容易にするためにも、証券会社に口座を開設し、特別口座からの振替を行ってください。

特別口座から証券会社の口座への振替のお手続き（❶❷❸がお手続きの順番となります。）



（ご注意）1. ❷のお手続きにつきましては、53ページ記載の特別口座の口座管理機関にお問合せください。(旧)岩田屋の株主様については、みずほ信託銀行、それ以外の株主様については、三菱UFJ信託銀行が特別口座の口座管理機関となっています。
2. すでに証券会社等に口座をお持ちの場合、❶のお手続きは必要ございません。

株主の皆様へ

1.株主様ご優待カードの発行方式の一部変更に関するお知らせ

株主様ご優待カードの発行方式を一部変更することといたしましたので、お知らせいたします。

株主の皆様に当社グループの店舗をさらに便利にご利用いただくため、株主様ご優待カードの有効期限を延長し下表のとおりといたします。

≪対象株主様と有効期限≫

対象株主様	ご郵送時期	有効期限
３月末日現在の株主様	同年６月下旬	翌年７月末日
９月末日現在の新規株主様	同年12月上旬	翌年７月末日

有効期限の延長に伴い、ご所有株数ごとの株主様ご優待ご利用限度額（10％割引が適用されるお買物の限度額）を下表のとおりといたします。

また、株式ご所有後３月末日の基準日を２年連続で迎えられた300株以上ご所有の株主様に対して、ご利用限度額が２倍となる長期保有特典を付与させていただきます。

≪６月下旬発行の株主様ご利用限度額≫

ご所有株数		ご利用限度額
100株以上	300株未満	30万円
300株以上	500株未満	40万円
500株以上	1,000株未満	50万円
1,000株以上	3,000株未満	100万円
3,000株以上	5,000株未満	150万円
5,000株以上	10,000株未満	200万円
10,000株以上		300万円

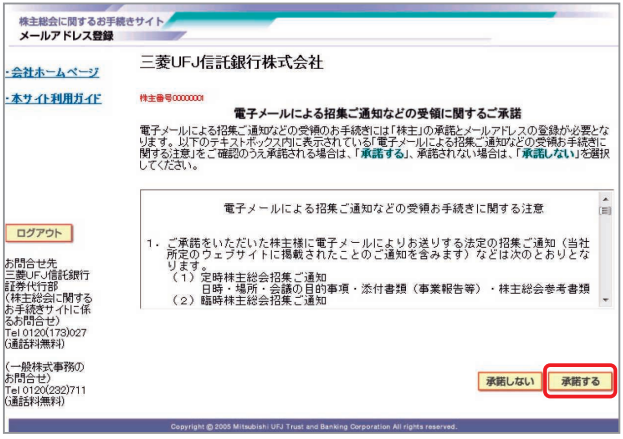
≪12月上旬発行の株主様ご利用限度額≫

ご所有株数		ご利用限度額
100株以上	300株未満	15万円
300株以上	500株未満	20万円
500株以上	1,000株未満	25万円
1,000株以上	3,000株未満	50万円
3,000株以上	5,000株未満	75万円
5,000株以上	10,000株未満	100万円
10,000株以上		150万円

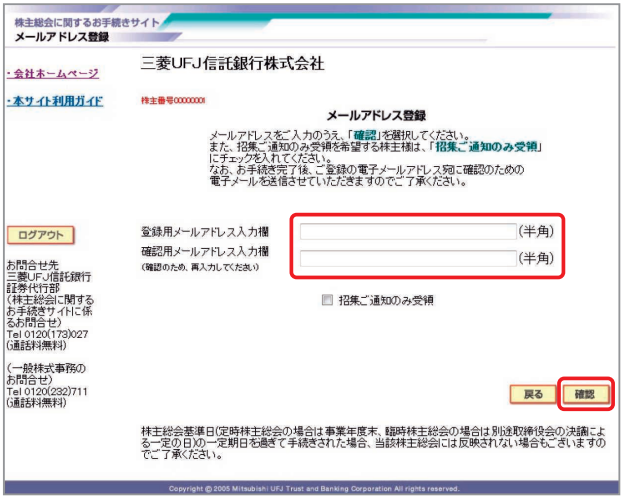
ご優待限度額
上記のご利用限度額の10％

2.次回からの招集ご通知の送付について

ご希望の株主様には、次回の株主総会以降、招集ご通知を電子メールでご送付させていただきます。議決権行使サイトhttp://www.evote.jp/にアクセスし、画面の案内に従い、お手続きください。なお、電子メールでの送信をご希望の場合、郵便によるご送付はいたしませんのでご了承ください。



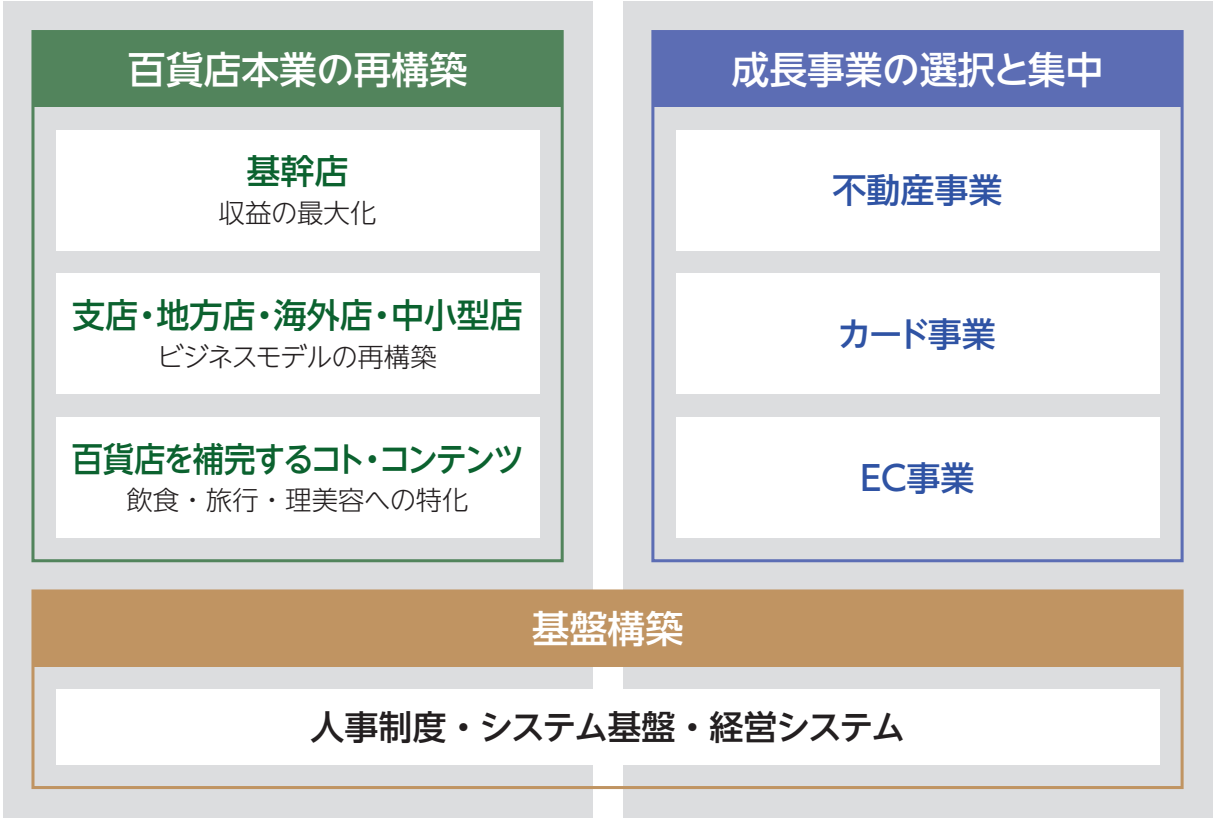
ご承諾の場合「承諾する」をクリック



電子メールアドレスをご登録

中長期の方向性

当社グループは、2008年の経営統合後、事業会社の機能や業務フロー統合を進めてまいりました。統合完了後、成果獲得フェーズへ移行し新規事業への先行投資を実施してまいりましたが、前3ヵ年計画は大幅に未達となりました。現在、新体制下において新グループ中期計画を策定中ですが、今後は、当社の強みである「暖簾」「顧客」「保有不動産」を最大限活用し「百貨店本業の再構築」「成長事業の選択と集中」に重点的に資源配分し、あわせてその実現のための「基盤構築」に取り組むことで、収益の安定を図ってまいります。



［百貨店本業の再構築］

基幹店

構造改革を進めつつ、独自性のある自主編集の店づくりを徹底し、収益の最大化を目指す

支店・地方店・海外店・中小型店

店別に特性にあった構造改革を実施し、ビジネスモデルの再構築を図る

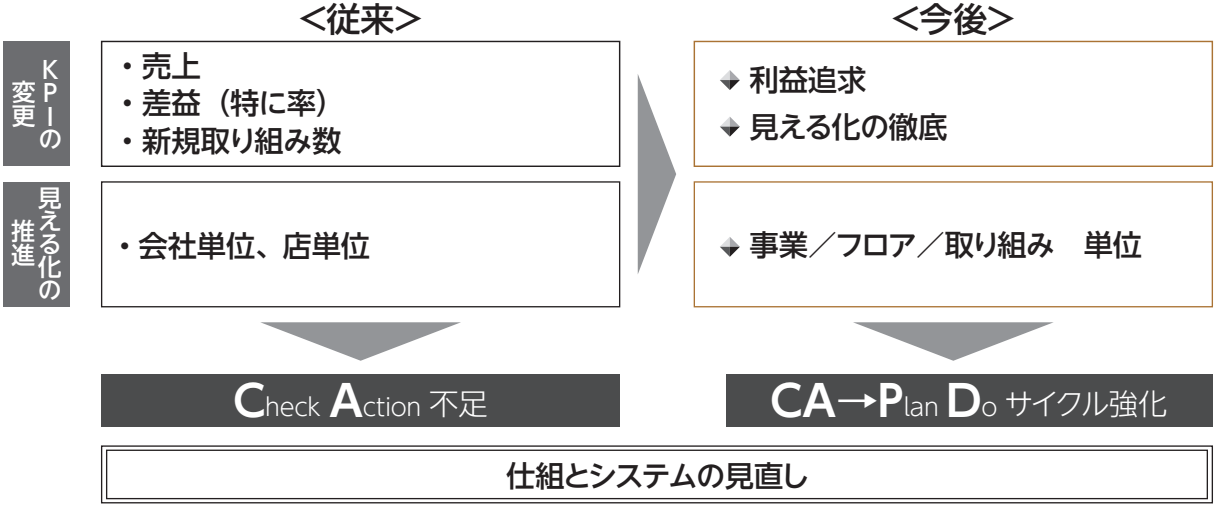
百貨店を補完するコト・コンテンツ

百貨店とシナジーの高い飲食、旅行、理美容に特化し育成させる

［成長事業の絞り込み］

グループの保有する優良不動産を活用した「不動産事業」、顧客基盤と一定のノウハウが蓄積された「カード事業」、成長分野である「EC事業」に絞り込み、インフラ強化やM&Aを含めて資源を集中投下し、早期に自立的基幹事業として育成してまいります。

［基盤整備］



経営PDCAを強化し、従来の売上や差益率を重視したKPIから、より利益を追求し、今後推進していく構造改革の見える化のためのインフラ整備を行ってまいります。会社や店単位の収支管理から、事業、フロア、取り組みごとの管理まで徹底し、そのために管理経営システムを刷新します。

あわせて、顧客のための顧客デジタルフロントの推進や、従業員の働き方改革にもあわせて取り組んでまいります。

三越伊勢丹グループのCSR

三越伊勢丹グループは地域社会の要請やご期待に応え、お客さまをはじめとするステークホルダーとの信頼を築き、夢や希望にあふれた明るい未来づくりに貢献していくことをめざしています。

被災地支援

東日本大震災からの復興を支援する取り組みのひとつとして、2014年から毎年3月に「東日本復興支援どんぐりバッヂチャリティ」を実施しています。全国の三越伊勢丹グループ各店舗で、それぞれ地元のモチーフを取り入れた「どんぐりバッヂ」をチャリティ販売。利益金は「公益財団法人　鎮守の森のプロジェクト」に寄付し、被災地沿岸部などへの災害から命を守る森づくりに役立てられます。



地元のモチーフを取り入れた28種類の「どんぐりバッヂ」


「どんぐりバッヂ」は、津波により塩害などの被害にあった宮城県内の杉の木を使用しています。


南三陸町の工房で、地元の人々の手によって加工されており、被災地の雇用に繋がっています。

キャンペーンの利益金

2014年	2015年	2016年	2017年
6,959,360円	8,088,957円	7,725,700円	5,911,477円

環境への取り組み

昨年3月、伊勢丹新宿本店・三越日本橋本店・三越銀座店が、建物の環境性能を評価する「CASBEE不動産評価認証」で最高位のSランクを取得いたしました。

耐震化や屋上緑化など、建物の環境に関する取り組みが評価され、百貨店の店舗では初めての認証取得となりました。



弊社CSR活動向上のため
アンケートにご協力ください。
（2017年6月30日まで）

〈回答時間目安：約3分〉

https://www.net-research.jp/824235/

三越伊勢丹グループの人材への取り組み

三越伊勢丹グループは、従業員が持つ力を最大限に引き出し、伸ばしていける体制づくりを行うことをグループ人事ビジョンに掲げています。三越伊勢丹グループで働くことに夢と誇りを感じられるよう、①多様な人材の活躍推進、②子育てサポート、③生産性向上に向けた働く環境の整備など、さまざまな取り組みを行っています。

①多様な人材の活躍推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく取り組みが優秀な企業として、厚生労働大臣が認定する「えるぼし」に株式会社三越伊勢丹が昨年10月に3段階中2段階目の認定を取得いたしました。

また本年1月には、株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズが、5つの評価項目（採用・継続就業・労働時間等の働き方・管理職比率・多様なキャリアコース）を全て満たし、最高位である3段階目の認定を取得いたしました。



認定マーク「えるぼし」
（3段階目）

②子育てサポート

育児・介護に関する支援制度を構築するとともに、相談窓口を設置するなど復職やフルタイム勤務復帰に向けた支援にも力を入れております。

産前・産後休暇、育児休業制度	育児休業制度は子が満4歳になるまで（最長1子につき3年）
育児短時間勤務者制度	小学校3年生終了時まで（最長10年間）
育児勤務の一時的勤務時間延長制度	月10日間まで一時的にフルタイム勤務を可能とする制度
再雇用制度	結婚・育児・介護・配偶者の転勤等を理由にした退職後、8年以内であれば退職時の雇用形態で再雇用する制度
グループ内継続雇用制度	ライフイベントに応じ本人希望による地域間異動を可能にする転籍制度

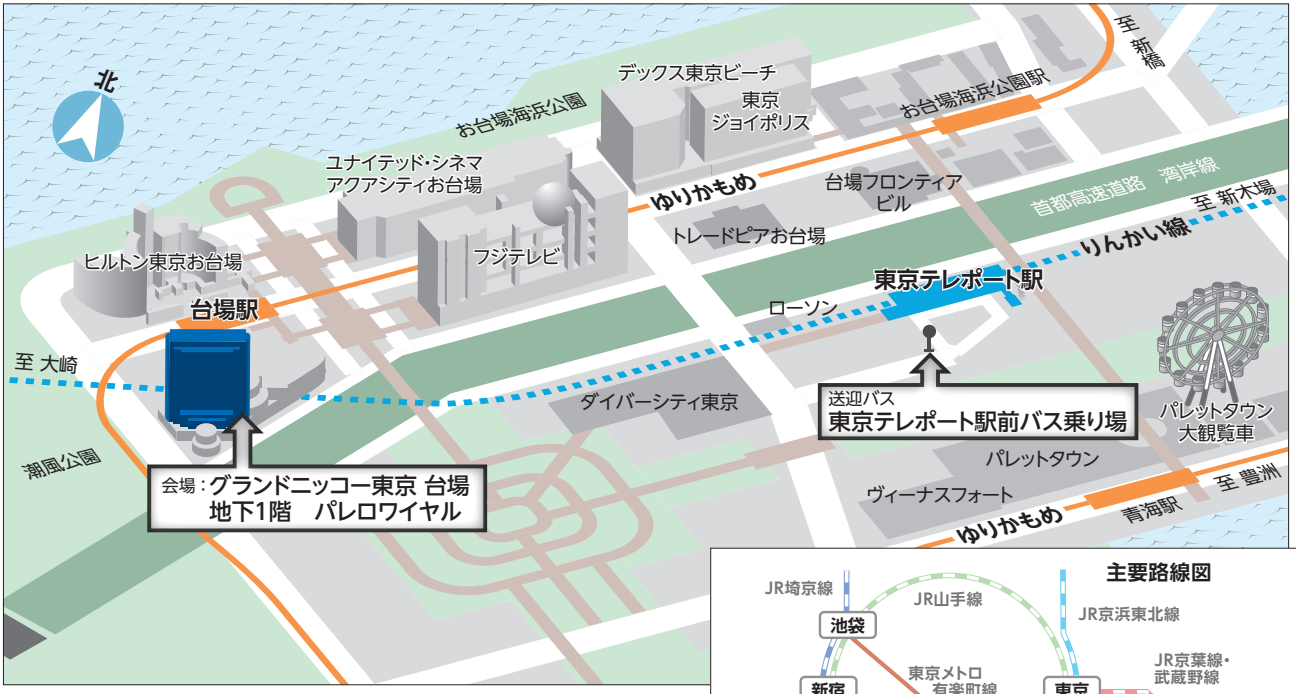
③生産性向上に向けた働く環境の整備

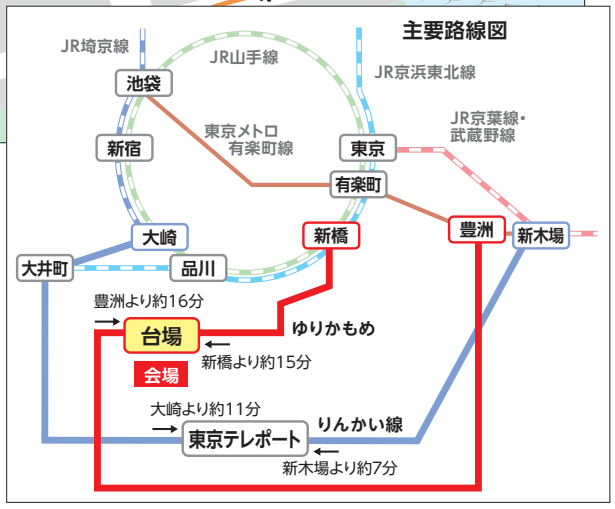
従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に健康経営を実践するため、昨年4月に「健康推進担当（現 労務・健康推進部）」を設置いたしました。グループ従業員の健康管理、健康増進施策の立案・実施、メンタルヘルス・ハラスメントの予防などを行っております。また、働き方改革の実現に向けて、店舗休業日の拡大や営業時間の短縮、テレワークの一部導入に加え、適正な労働時間管理についての職務別セミナーなど、さまざまな施策を実施しております。

〈メ　モ　欄〉

定時株主総会会場 ご　案　内　図

会　場　東京都港区台場二丁目６番１号
グランドニッコー東京 台場
地下１階　パレロワイヤル





最寄駅

ゆりかもめ 台場駅直結（改札を出て右にお進みください）
りんかい線 東京テレポート駅より徒歩 約15分

送迎バス　８時50分から９時50分まで、東京テレポート駅前バス乗り場より随時運行いたします。
（株主総会終了後も、会場から東京テレポート駅まで運行いたします。）

路線バス　路線バスもご利用いただけます。

お台場レインボーバス（田町駅東口または品川駅港南口（東口）
→グランドニッコー東京 台場下車）
（所要時間20分から25分前後）

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

本会場「パレロワイヤル」が満席となった場合は、第２会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

江戸紫 Edomurasaki
青みを帯びた紫。歌舞伎の「助六由縁江戸桜」で助六が頭に巻いている鉢巻の色が代表的。

VEGETABLE OIL INK

法令及び定款に基づく
インターネット開示事項

１．会社の新株予約権等に関する事項
（2017年３月31日現在）

２．連　結　注　記　表

３．個　別　注　記　表
（2016年４月１日から2017年３月31日まで）

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

「会社の新株予約権等に関する事項」、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.imhds.co.jp）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

１．会社の新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度末日において当社取締役および当社監査役が保有している新株予約権等の状況

	名　称	個数(個)	保有者数(名)
取締役 （社外を除く）	第 13 回 新株予約権	34	1
	第 14 回 新株予約権	266	2
	第 15 回 新株予約権	350	3
	第 16 回 新株予約権	64	1
	第 17 回 新株予約権	459	3
	第 18 回 新株予約権	199	2
	第 19 回 新株予約権	567	4
	第 20 回 新株予約権	102	1
	第 21 回 新株予約権	450	5
	第 23 回 新株予約権	377	5
	第 25 回 新株予約権	368	5
	第 27 回 新株予約権	545	5
取締役（社外）	該当ありません。		
監査役 （社外を除く）	第 13 回 新株予約権	88	1
	第 16 回 新株予約権	60	1
	第 18 回 新株予約権	89	1
	第 20 回 新株予約権	82	1
	第 21 回 新株予約権	58	1
	第 22 回 新株予約権	66	1
	第 23 回 新株予約権	106	2
	第 25 回 新株予約権	52	1
監査役（社外）	該当ありません。		

上記の新株予約権の内容の概要は以下のとおりであります。

第13回新株予約権（2010年２月26日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　975個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　97,500株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり88,200円（１株あたり882円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　2011年４月１日から2026年２月26日
- 新株予約権の主な行使条件

  当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第14回新株予約権（2010年２月26日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　2,426個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　242,600株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり88,200円（１株あたり882円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　2011年４月１日から2026年２月26日
- 新株予約権の主な行使条件

  当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第15回新株予約権（2011年２月15日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　930個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　93,000株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり97,000円（１株あたり970円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　2012年３月１日から2027年２月15日
- 新株予約権の主な行使条件

  当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第16回新株予約権（2011年２月15日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　1,966個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　196,600株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり97,000円（１株あたり970円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　2012年３月１日から2027年２月15日
- 新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第17回新株予約権（2012年２月17日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　2,450個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　245,000株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり84,500円（１株あたり845円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　2013年３月１日から2028年２月17日
- 新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第18回新株予約権（2012年２月17日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　1,496個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　149,600株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり84,500円（１株あたり845円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　2013年３月１日から2028年２月17日
- 新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第19回新株予約権（2013年２月15日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　2,053個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　205,300株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり88,500円（１株あたり885円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　2014年３月１日から2029年２月15日
- 新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第20回新株予約権（2013年２月15日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　1,540個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　154,000株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり88,500円（１株あたり885円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　2014年３月１日から2029年２月15日
- 新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第21回新株予約権（2014年２月14日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　1,800個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　180,000株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり114,600円（１株あたり1,146円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　2015年３月１日から2030年２月14日
- 新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第22回新株予約権（2014年２月14日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　611個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　61,100株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり114,600円（１株あたり1,146円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　2015年３月１日から2030年２月14日
- 新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第23回新株予約権（2015年２月17日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　1,514個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　151,400株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり169,000円（１株あたり1,690円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　2016年３月１日から2031年２月17日
- 新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第25回新株予約権（2016年２月16日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　1,307個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　130,700株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり126,600円（１株あたり1,266円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　2017年３月１日から2032年２月16日
- 新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第27回新株予約権（2017年２月14日発行）

・新株予約権の数（発行時点）	1,962個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）	当社普通株式　196,200株（新株予約権１個につき100株）
・新株予約権の払込金額	１個あたり133,600円（１株あたり1,336円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１個あたり100円（１株あたり１円）
・新株予約権を行使することができる期間	2018年３月１日から2033年２月14日

・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

（２）当事業年度中に当社の執行役員ならびに子会社の執行役員に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に当社の執行役員に交付した新株予約権の内容の概要は、（１）に記載の第27回新株予約権のとおりであります。また、当事業年度中に当社の子会社の執行役員に交付した新株予約権の内容の概要は、下記に記載の第28回新株予約権のとおりであります。

なお、交付状況は以下のとおりでございます。

	交付日	行使価額	行使期間	個数（個）	交付者数（名）
当社の執行役員（当社の取締役を兼ねている者を除く）	2017年２月14日	１円	2018年３月１日から2033年２月14日まで	1,417	24
子会社の執行役員（当社の執行役員を兼ねている者を除く）	同上	同上	同上	801	14

第28回新株予約権（2017年２月14日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　801個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　80,100株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり133,600円（１株あたり1,336円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　2018年３月１日から2033年２月14日
- 新株予約権の主な行使条件

  当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

２．連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　43社

(2) 主要な連結子会社の名称

㈱三越伊勢丹、㈱札幌丸井三越、㈱函館丸井今井、㈱仙台三越、㈱名古屋三越、㈱静岡伊勢丹、㈱新潟三越伊勢丹、㈱広島三越、㈱高松三越、㈱松山三越、㈱岩田屋三越、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ｌｔｄ.、イセタン(タイランド)Ｃｏ.,Ｌｔｄ.、イセタン オブ ジャパンＳｄｎ.Ｂｈｄ.、米国三越ＩＮＣ.、イタリア三越Ｓ.ｐ.Ａ.、㈱エムアイカード、㈱三越伊勢丹フードサービス

なお、ＳＷＰホールディングス㈱、㈱ソシエ・ワールド、台湾施舒雅美容世界股份有限公司、㈱ニッコウトラベル、ライム・ツリー・クルーゼズ社については株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

英国三越ＬＴＤ.、㈱三越伊勢丹ソレイユ、㈱九州コミュニケーションサービス、㈱愛生、㈱ファッションヘッドライン、㈱三越伊勢丹イノベーションズ

(4) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数　　7社

新光三越百貨股份有限公司、㈱ジェイアール西日本伊勢丹、アイティーエムクローバーＣｏ.,Ｌｔｄ.、新宿サブナード㈱、㈱ＪＰ三越マーチャンダイジング、㈱Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹、㈱アイム環境ビル管理

なお、従来、持分法適用会社でありました㈱プランタン銀座は2016年12月30日付で保有株式の全部を売却したことにより、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法非適用会社の名称および持分法を適用しない理由

持分法非適用会社（栄地下センター㈱他）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ｌｔｄ.、イセタン(タイランド)Ｃｏ.,Ｌｔｄ.、イセタン オブ ジャパンＳｄｎ.Ｂｈｄ.、米国三越ＩＮＣ.、イタリア三越Ｓ.ｐ.Ａ.、イセタンミツコシ(イタリア)Ｓ.ｒ.ｌ.の決算日は12月末日でありますが、連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)
時価のないもの	主として移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

商品	主として売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他	主として先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未使用額に対し、過去の使用実績率等に基づき、将来の使用見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引

ヘッジ対象　外貨建営業債務、借入金の支払金利

ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として５～13年）による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５～13年）による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、主として10年間の均等償却を行っております。

5. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　2016年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

［連結貸借対照表に関する注記］

1. 有形固定資産の減価償却累計額　384,167百万円

2. 偶発債務

保証債務等

従業員住宅ローン保証	121百万円
関係会社買掛金債務保証	
㈱CLUB21JAPAN	3百万円
関係会社借入金等債務保証	
㈱ジェイアール西日本伊勢丹	（注）8,341百万円
保証債務等合計	8,466百万円

（注）上記金額については、債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しています。

3. たな卸資産の内訳

商品	57,726百万円
製品	489百万円
仕掛品	418百万円
原材料及び貯蔵品	993百万円
たな卸資産合計	59,627百万円

[連結損益計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	38 2,604 90	三越千葉店（千葉県　千葉市）
店舗	建物及び構築物 土地 その他	941 1,599 48	伊勢丹相模原店（神奈川県　相模原市）
店舗	建物及び構築物 土地 その他	1,346 590 74	松山三越店（愛媛県　松山市）
店舗	建物及び構築物 その他	843 217	名古屋三越星ヶ丘店（愛知県　名古屋市）
店舗	建物及び構築物 土地 その他	423 244 57	岩田屋久留米店（福岡県　久留米市）
店舗	建物及び構築物 その他	273 72	三越恵比寿店（東京都　渋谷区）
店舗	建物及び構築物	197	クイーンズ伊勢丹目白店 （東京都　豊島区）
店舗	建物及び構築物 その他	78 20	三越多摩センター店（東京都　多摩市）
その他	建物及び構築物 土地 その他	282 404 123	東京都　中央区　他
	合計	10,573	

（注）連結損益計算書において、三越千葉店および三越多摩センター店は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 395,232,054株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2016年６月20日定時株主総会	普通株式	2,349	6.00	2016年３月31日	2016年６月21日
2016年11月８日取締役会	普通株式	2,350	6.00	2016年９月30日	2016年12月２日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2017年６月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年６月21日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,337	6.00	2017年３月31日	2017年６月22日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式 1,456,700株

［金融商品に関する注記］

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金および高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入および短期社債（コマーシャル・ペーパー）、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスクおよび借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約および当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

項目	連結貸借対照表計上額(注１)	時価(注１)	差額
(1)現金及び預金	61,722	61,722	－
(2)受取手形及び売掛金	134,718	134,718	－
(3)有価証券	953	953	－
(4)投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,442	2,445	3
その他有価証券	36,458	36,458	－
(5)差入保証金	62,141	58,161	△3,980
(6)支払手形及び買掛金	(115,712)	(115,712)	－
(7)短期借入金（注2）	(30,451)	(30,451)	－
(8)コマーシャル・ペーパー	(37,000)	(37,000)	－
(9)社債	(20,000)	(20,522)	522
(10)長期借入金（注2）	(99,300)	(98,016)	△1,283
(11)デリバティブ取引	△53	△53	－

（注１） 負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

（注２） １年内返済予定の長期借入金は、(7) 短期借入金に含めておらず、(10) 長期借入金に含めています。

（注３） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(5) 差入保証金
差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

(6) 支払手形及び買掛金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(7) 短期借入金、(8) コマーシャル・ペーパー
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
(9) 社債
社債の時価については、市場価格に基づいて算定しております。
(10) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。
(11) デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(10)参照)

(注４) 非上場株式、関係会社株式等（連結貸借対照表計上額77,161百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
賃貸等不動産	137,579	160,836

(注１) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注２) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

[１株当たり情報に関する注記]

1. １株当たり純資産額 1,460円32銭
2. １株当たり当期純利益 38円27銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

３．個別注記表

［重要な会計方針に係る事項に関する注記］

1.　資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	主として移動平均法による原価法

2.　引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

3.　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①　繰延資産の処理方法

社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

②　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4.　追加情報

（繰延税金資産資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　2016年３月28日）を当事業年度から適用しております。

［貸借対照表に関する注記］

有形固定資産の減価償却累計額　0百万円

保証債務

関係会社の借入金に対する債務保証

株式会社ジェイアール西日本伊勢丹　8,341百万円

（注）上記金額については、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しています。

関係会社に対する短期金銭債権　10,980百万円

関係会社に対する短期金銭債務　2,381百万円

［損益計算書に関する注記］

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益　35,970百万円

販売費及び一般管理費　955百万円

営業取引以外の取引高　2,432百万円

［株主資本等変動計算書に関する注記］

自己株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	3,464,401	2,223,338	789	5,686,950

（注）(1) 増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加2,216,900株、及び単元未満株式の買取請求による増加6,438株であります。

(2) 減少は、単元未満株式の買増請求によるものです。

［税効果会計に関する注記］

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金	61百万円
未払費用	251百万円
未払事業税等	125百万円
ストックオプション費用	379百万円
関係会社株式評価損	5,308百万円
関係会社事業損失引当金	313百万円
債務保証損失引当金	1,389百万円
貸倒引当金	548百万円
その他	130百万円
繰延税金資産小計	8,508百万円
評価性引当額	△8,260百万円
繰延税金資産合計	248百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社三越伊勢丹	直接 100%	役員の兼任 経営管理等 資金貸借	経営指導料の受取(注1)	9,914	未収収益	10,707
				経理業務委託料	444	—	—
				資金の貸付(注2)	18,950	関係会社短期貸付金	108,000
						関係会社長期貸付金	89,300
				利息の受取(注3)	1,381	未収収益	106
				出向者人件費の支払(注4)	6,716	未払費用	391
子会社	株式会社岩田屋三越	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の貸付(注2)	439	関係会社短期貸付金	9,698
子会社	株式会社名古屋三越	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の返済(注2)	542	関係会社短期借入金	7,965
子会社	株式会社エムアイカード	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の受取(注2)	2,961	関係会社短期貸付金	50,785
				利息の受取(注3)	257		
子会社	株式会社エムアイ友の会	間接 100%	資金貸借	資金の借入(注2)	2,081	関係会社短期借入金	88,823
				利息の支払(注3)	550		
関連会社	株式会社ジェイアール西日本伊勢丹	直接 40%	役員の兼任	債務保証	12,880	債務保証損失引当金	4,539

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) (1) 経営指導料については、契約条件により決定しております。

(2) 資金の貸借については、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引であります。

(3) 貸付金・借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(4) 株式会社三越伊勢丹が支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。

(5) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

［１株当たり情報に関する注記］

1.　１株当たり純資産額	1,195円09銭
2.　１株当たり当期純利益	57円19銭

［重要な後発事象に関する注記］

該当事項はありません。